

平成30年第3回定例会会議録（第3号）

平成30年9月20日

○出席議員（24名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	23番	江藤勝彦君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

22番 三ヶ尻正友君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	本田明彦君	経済産業部長	白石修三君
生活環境部長	江上克美君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	中西康太君
建設部長	狩野俊之君	共創戦略室長	原田勲明君
消防長	本田敏彦君	教育参事	稲尾隆君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	財政課長	安部政信君
総務課長	奥茂夫君	次長兼職員課長	末田信也君
総合政策課長	柏木正義君	観光課長	日置伸夫君

温泉課参事	中村賢一郎君	文化国際課参事	平原悟君
市民課長	濱本徹夫君	人権同和教育啓発課長	三宅達也君
環境課長	松本恵介君	福祉政策課長	安藤紀文君
福祉政策課参事	寺山真次君	ひと・くらし支援課長	河村昌秀君
障害福祉課長	大野積善君	子育て支援課長	阿南剛君
高齢者福祉課長	花田伸一君	健康づくり推進課長	中島靖彦君
道路河川課長	松屋益治郎君	次長兼公園緑地課長	後藤孝昭君
建築指導課長	渡邊克己君	自治振興課長	山内弘美君
教育政策課長	月輪利生君	学校教育課参事	亀川義徳君
次長兼社会教育課長	高橋修司君	スポーツ健康課長	花木敏寿君

○議会事務局出席者

局長	挾間章	次長兼議事総務課長	松川幸路
補佐兼議事係長	佐保博士	総務係長	佐藤英幸
主査	安藤尚子	主査	矢野義明
主任	佐藤雅俊	主事	大城祐美
速記者	桐生能成		

○議事日程表（第3号）

平成30年9月20日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（黒木愛一郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○13 番（萩野忠好君） いよいよ 9 月になりますと、防災の日も済みまして、これからが一番大変な災害の時期になってくるのではないかと心配はいたしております。先般、北海道地震もございましたし、それから各地でもいろんな水害とございますか、気象条件によって被害を受けられた方、特に北海道の方が随分亡くなりました。亡くなられた方には、本当に御冥福をお祈りいたしますとともに、まだ避難をしている方もいらっしゃると思います。そういう方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の 9 月議会におきまして、私がうれしかったのは、長野市長が就任以来、和式トイレを洋式トイレにふやすようにしてくださいというお願いを数年前からしてまいりました。質疑の中で本当にその予算が出てきて大変うれしく思っています。今後ともぜひいろいろな国民文化祭、そしてまた外国のお客さん多くの方が別府を訪れると思いますので、ひとつ皆さん方のまたこれからの御尽力に対しまして一層お励みになっていただいて、一つでも多くの洋式トイレをふやすようお願い申し上げます、質問に移らせていただきます。

まず、私が今回マイナンバー制度と、それから子ども食堂についての質問を 6 月議会に通告したのですけれども、時間が足らず質問されませんでした。そういうことで今回その 2 つをまずは頭に持ってまいりましたので、順番に質問します。よろしく願いいたします。

まず、マイナンバー制度についての質問です。

最初は、私たちが聞き取ったのが住民基本台帳カードを作成されましたね。そして、これは個人の名前あるいは住所、そういうものが示されております。その後、マイナンバーができたということで聞いたのですけれども、なかなかこれは一般市民の方にはわかりにくいものが多いと思います。と申しますのは、私たちもいろいろ、「マイナンバーをあなたは持っているのでしょうか」と聞きますと、「いや、私はまだ持っていない」ということで、「市役所のほうにも行ってない」ということであります。そういうことでマイナンバーカードと住基カードとの比較です。これはどんな違いがあるのでしょうか、伺います。

○市民課長（濱本徹夫君） それでは、お答えいたします。

マイナンバーカードも住基カードも、セキュリティに優れた IC カードです。個人の氏名・住所・生年月日・性別が記載され、顔写真つきの公的身分証明書として使用されております。また、IC チップの空き容量を利用し図書カードなども利用できるようになっております。

住基カードは、各市町村で発行しておりますが、マイナンバー制度の導入に伴い平成 27 年 12 月で発行が終了しております。

マイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構、いわゆる J-LIS で発行しており、平成 28 年 1 月から別府市でも発行しております。住基カードとの違いですが、マイナンバーカードには個人番号が記載され、行政手続の簡素化や効率化ができます。IC チップの空き容量を利用した民間への活用が推進され、多角的なサービスが提供できるカードとなっております。

○13 番（萩野忠好君） そのマイナンバーカードですね、この交付申請、これはどのようにしたらよいのでしょうか。それから、また市役所の中において何課がこれを発行するよう

になっていますか。

○市民課長（濱本徹夫君） お答えいたします。

交付につきましては、別府市では交付来庁方式を採用させていただいております。

申請方法としましては、平成 27 年 11 月に総務省よりマイナンバー通知カードとともに個人カード交付申請書を郵送しており、この申請書に必要事項を記入し、写真を張って J-L I S 宛ての封筒などで郵送する方法や、インターネットを介しパソコンやスマートフォンからも申請ができます。さらに、市役所のグランドフロアにある証明機器から直接申請する方法などもございます。

なお、申請書を紛失された場合は、市民課での再発行が可能になっております。

○13 番（萩野忠好君） それでは、そのマイナンバーカードを持っていない人、この人たちは、今後何かいろんな罰則とかあるのでしょうか。

○市民課長（濱本徹夫君） お答えいたします。

マイナンバーカードを申請しなくても、特に罰則はございません。マイナンバーカードの交付については、初回は無料です。ただし、2 回目からはカード 800 円、電子証明 200 円が必要となります。

○13 番（萩野忠好君） マイナンバーカードを持っている方は、非常によいという人もいらっしゃると思います。しかし、私たちについてはよく内容をのみ込んでいないですね。ほかの方に聞くと、「いや、よくわからぬ。ただ、これを持っていけば便利なようです」と。これは写真が入っているからということで証明とか何かにもなるそうでございます。ですが、これは、このマイナンバー制度については、それではメリットというのはどういうものでしょうか。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

マイナンバー制度のメリットについてですが、大きく 3 つございます。1 つ目は、行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、2 つ目は、社会保障、税に関する行政の手続で住民票や所得証明書などの添付書類の省略やインターネットを利用してオンラインで手続できるようになること、また、国が運営しているマイナポータルを通じて一人一人に合った行政サービスなどのお知らせを受け取ることが可能となり、国民の利便性が向上すること、3 つ目は、所得をこれまでより正確に把握することで不正受給の防止や税負担などの公平性を確保するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現することとなっております。

○13 番（萩野忠好君） 聞くところによりますと、マイナンバー制度を作成するときには、いろいろな情報、セキュリティーの対策などはまだよくできていない、そういうことに問題があるということがあったそうでもあります。そういうことで反対意見もあったということですが、この反対意見についての内容はどのようなものだったのでしょうか。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

マイナンバー制度について、地区公民館等で住民説明会を開催いたしました。マイナンバー制度への反対意見といたしましては、個人情報漏えいやマイナンバーの悪用、プライバシーや財産を脅かされるなどを懸念する声がありました。また、メリットがわからない、必要性を感じない、国民識別番号をつけられることに抵抗感があるなどの意見も伺っております。

○13 番（萩野忠好君） このマイナンバー制度のメリットと、それから反対意見について今説明がありました。反対意見でも個人情報の漏えいというか、そういうことはなかなか難しいのではないかと、そういうお話も出たそうです。

別府市では、この情報漏えいについていろいろな体制をつくっていると思うのですが、このナンバーを取り扱う区域の管理といいますか、そういうものをどのように思っ

ていますか。また、漏えいが生じた場合はどのように対応していくのでしょうか。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

マイナンバーにかかる個人情報につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」などの関係法令等により、その適正な取り扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的外の目的での利用を禁止するなど、各種の法措置が設けられております。また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーや個人の秘密が記載された個人情報ファイルを他人に不正に提供したりすると、従来よりも厳しい罰則が科せられております。

また、市役所でマイナンバーを扱う部署につきましては、関係ない人たちが入らないように細心の注意を払っております。

個人情報の漏えいが生じた場合は、本市の総括責任者や監督責任者等への報告、漏えいの規模等によって国の機関である個人情報保護委員会や県へ報告するとともに、直ちに原因の究明などを行うこととなっております。

○13番（萩野忠好君） それでは、マイナンバーにかかる個人情報につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などによってやっていくということでもあります。その適正な取り扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定していく、それから利用目的以外の目的で利用を禁止するなど各種のいろいろな保護措置を設けているというお話でした。他人のマイナンバーを不正に入手したりすると、やっぱりマイナンバーや個人の情報、秘密、そういうものが記録されていきますので、個人情報ファイルを他人に不正に提供したりしますと、従来より重い処罰があるということでした。

この個人情報の漏えいについては、別府市も総括責任者、それから今お話が出た監督と、それからまたいろんな報告、こういうことによって国等の機関でもいろいろと相談しながら個人情報の委員会、あるいは県などの何か報告とかあるそうではありますが、この原因の究明などを直ちに行うことということでもあります。そういうことで大体の気持ちはわかりました。

それでは、今後のマイナンバー制度について、考え方について質問いたします。別府市においてこのマイナンバーカードの普及には、これはいろいろとやっぱり努力していかなければふえてこないと思うのです。マイナンバーカードの普及のためには今後どのようにしていくのでしょうか。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

マイナンバーカードの普及につきましては、市報やホームページ等によるマイナンバー制度の紹介や、マイナンバーが必要な市役所の窓口チラシを設置するなどの広報活動をしております。そのほか、JR別府駅で乗降客に、それから別府税務署で確定申告者にチラシを配布するなどの啓発活動を実施いたしました。

現在、県が主体となって県職員と市町村担当課職員で組織するマイナンバーカードの普及に関する打ち合わせ会において各市町村の事例発表等を行いながらマイナンバーの普及に関する協議を行っているところでございます。今後も有効な普及啓発手段について検討してまいりたいと考えております。

○13番（萩野忠好君） 今答弁がありましたように、やっぱりこのPRが必要であります。非常にまだまだ持っていない人が多いということでもあります。ですが、一番大事なことは、このマイナンバー制度のメリットといいますか、その情報提供をやっぱりもう少し担当者として市民のほうにわかりやすく、市報などいろいろな面でお知らせをしていただきたいと思えます。

最後に、このマイナンバーカードについて何か別府市の考えがあれば、どうぞ述べてく

ださい。

○企画部長（本田明彦君） お答えします。

国のほうでは、今後、マイナンバー制度の対象範囲、それから使用範囲を拡大していく方針ですので、国の示したスケジュールにおくれることのないよう、しっかりと対応してまいりますし、あわせてマイナンバーカードで取得をしました個人情報、個人情報の管理を徹底して関係各課、事業所管課等と連携をして情報漏えい防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

マイナンバー制度のメリットを最大限生かすためには、どうしてもマイナンバーカードの普及率向上といったことが必要となってまいります。今後は普及率の向上のため、ＩＣチップ等を活用した独自利用を検討するとともに、引き続き制度についての正しい認識や御理解が得られるよう啓発活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

○13番（萩野忠好君） 本当にマイナンバーカードはよいということに至っておりますので、ぜひこのいいことは続けてほしいと思います。しかし、まだまだ別府市民の中ではマイナンバーカードを持っている人は本当に少ないと思うのです。これは全国的に見てもそうだと思いますよ。ですから、今後ひとつ担当者として、今言われたようにその内容の、こういうことはいいことだという、そういう正しい説明と、それから、一人でもやっぱり多くナンバーカードを取るよということに励んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、別府市の子ども食堂について伺いたいと思います。

これは、先般私も新聞それからテレビなどで、いろいろと拝見をいたしました。今、全国でこの子ども食堂、これが少しずつふえているような状態であるということをお聞きしました。これはやっぱり朝食が何か多いそうでありますけれども、それはいろいろと何かあるらしいのです。この子ども食堂についてですが、別府市には子ども食堂というのは、現在あるのでしょうか。どうでしょうか。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えします。

子ども食堂の形態は、現在さまざまであり、食の提供のみであったり、学習支援を行っていたり、月1回であったり、ほぼ毎日であったり、また子どものみならず大人を含めて地域の方々とともにやっている場合もございます。いずれにつきましても、現時点におきまして本課で把握しております食事の提供等を行っている施設は、市内に6カ所でございます。

○13番（萩野忠好君） その子ども食堂をつくるのに、やっぱり施設をつくるとなると運営に苦勞すると思いますよ。そして、食事をつくる人のやっぱり人件費とか、それから一部はよくボランティアでやっているということをお聞きします。何かと経費がかかるわけですが、この子ども食堂の運営はどのような仕組みになっているのか、わかっている範囲内で結構ですが、伺います。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えいたします。

子ども食堂の運営につきましては、基本的にそれぞれ施設等を持つ運営母体が負担して実施していると認識しております。

○13番（萩野忠好君） しかし、そのやっぱり子ども食堂をするということについては、管理費、例えば電気、ガス、水道、そのほか材料費もかかるわけでありまして。その分にやっぱりお金が要るわけでありまして、この子どもの利用者からも何かお金をいただいているというところ、もちろんいただいているのですけれども、そのほかに収入がないとなかなか運営ができにくいと思うのですよね。今聞いたら、別府市に6カ所あるということですが、これについて何か別府市からの補助金とか何とかあるのでしょうか。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えします。

助成につきましては、今年度より子ども食堂を運営する団体に対し2万円を助成する制度が、別府市社会福祉協議会にて行われております。また、大分県においても子どもの居場所づくりに対する補助金を交付する準備を進めており、近々交付要綱も策定するとお聞きしておりますので、またその情報をもって対応を検討したいと考えております。

○13番（萩野忠好君） 県、市町村においても、いろいろと条件それから規則などができてくると思うのですよね。しかし、やっぱり料理をつくるということになりますと、やっぱり保健面ですね。これがやっぱり大事だと思います。特にノロウイルス、それから病原が発生しますと、営業停止になってくることもございます。ですから、こういう手洗いとか、それから食事をつくる人のやっぱり検便、そういうものも必要になってくるのではないかと考えておりますが、相当なやっぱり注意が必要になってきます。この施設づくりに対して何か規制とか条件とか、何かそういうものはあるのでしょうか。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えします。

子ども食堂等の開設に当たり、法律や条例などによる市の規制等はないものと思われますけれども、食事を提供するに当たりまして、保健所に対し届け出等は必要になってくると思います。

○13番（萩野忠好君） やっぱり今お話があったように、保健所との問題が出てくるのではないかと思うのですね。この一番問題は食中毒あるいは何かの病気になったということになりますと、そう簡単にやっぱり運営というのは難しい面が出てくると思います。しかし、この子ども食堂が開設されるようになったのは、理由は何か。こういう原因というのがわかっている範囲内で、もしお聞きになっておったら言ってください。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えします。

理由につきましては、さまざまだとは思いますが、ここまで全国的な広がりが生まれている要因といたしましては、核家族において両親の共稼ぎと少子化に伴い夕飯を子どもひとりで食べるいわゆる孤食が増加したことと、経済的理由などにより十分な食事がとれない子どもが増加したことに伴い、地域地域で何とかしてあげたいと考える方がふえ、それが組織化した結果だと思っております。

○13番（萩野忠好君） 子ども食堂については、朝食それから昼食、夕食、それから学校から帰りに寄ってやるような何と申しますか、放課後クラブなどのような、そういう施設で何か食べるらしいのですね。ですから、別府で子ども食堂で朝食のみやっているというところはありますか。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えします。

運営時間は、子ども食堂ごとに設定されておりますが、朝食を提供しているのは、現在1カ所です。

○13番（萩野忠好君） いろいろなやり方があるのでしょうか。これから全国的に子ども食堂がふえるということらしいのです。小さい子どもですから、いろいろと考えなければならぬ年と思うのですけれども、この年齢といいますか、これは何歳から何歳までと、そういう決まりはあるのでしょうか。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えします。

利用者の年齢につきましては、子ども食堂ごとにばらばらでございまして、小学生以下であったり、小学生のみであったり、または小中学生対象である場合もございまして、大人でも子どもでも誰でもよいといった施設もございまして。

○13番（萩野忠好君） 年齢的に考えれば、小学校ぐらいがやっぱり一番多いのではないかと思うのですよね。いろいろな地域によっての対策といいますか、そういうのがあるようです。高校生になりますと、もう自分でいろいろとできるとも思いますけれども、今後、こ

の別府市内でもこういう子ども食堂の設置、要望があったら、今後どのように対応していくのでしょうか。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えします。

子ども食堂に対するニーズや、実際に子ども食堂が果たした効果などについて情報を収集・分析し、行政課題としての見極めを行うことが肝要であると考えております。

現在、子ども食堂と申しますか、子ども食堂を含んだ地域地域での交流活動につきまして、福祉・教育分野のみならず他分野からも設置の声が上がっております。今後につきましては、関係部署と連携を図りつつ、子どもの居場所づくりという広い視点に立ち、県等の補助金の動向も注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○13番（萩野忠好君） この子ども食堂について私もふと思ひまして、私の感想ですけれども、これは家庭内においては、やっぱり理由によっていろいろと朝食が間に合わない、そういうことで利用しているかもしれません。しかし、大事なことは、やっぱり朝食は家族によって食べることが私は大事ではないかと思っております。これは教育的にも難しいと思ひますけれども、家族の愛情、あるいは家族でつくっていろいろなものが一緒に食べられるということ、余り便利ばかりを考えていきますと、やっぱり家庭教育ということとはなかなか難しい面も出てくるのではないかと思っております。ですから、日ごろからこれはやっぱり親御さんとのきずなが大事でありますから、幸せな家庭づくりのために親御さんと子どもさんと一緒になって、食事は一緒にやるという方針でいってほしいと私は願っております。

別府市について、今私は質問しましたが、何かそのほか考えがあれば、よろしくお願ひいたします。

○子育て支援課長（阿南 剛君） お答えいたします。

子ども食堂の現状などの調査を行い、子育てのみならず食育の観点から教育委員会とも情報共有を図り対応していきたくて考えております。

○13番（萩野忠好君） ひとつ、いろいろと相談をしながら家庭円満な生活、そういうものに対しましても御指示をよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

では、次の質問に入らせていただきます。

次は、障がい者の雇用水増し問題についてです。

これにつきましては、昨今から新聞でずっと、先月からか、テレビそれから新聞で大きく取り上げています。ただ、まだ今調査中というところもございます。これは、この障がい者について雇用率が何か間違っておったということです。これは国それから県、市町村において再調査するということになっておりますが、私がこの調査した結果をちょっと申し上げたいと思ひますのですけれども、障がい関係者においては、障がい者が一人でも多く雇用されることを期待しておったのです。そのために障害者の雇用促進等に関する法律というのが前もってできております。これがやっぱり雇用について義務化されているのですよ。ところが、平成30年度において国や行政機関等は、障がい者の雇用を2.5%以上、大体100人に対してですけれども、職員に対して、社員といいますか、対して2.5%以上は雇用をしてください。それから、各企業においては、これは会社関係ですけれども、民間においては2.2%以上と設定されておりました。そして、その雇用率を厚生労働省に提出して、そして法定雇用率を下回る場合は納付金を納めない民間はだめなのであります。しかし、この話を聞いていると、国のほうが、あるいは行政においては、これを達成できない場合には罰則がないということで、これは本当に、ちょっとおかしい、大変な話なのですよね。今、もう一生懸命国のほうもそれに関して調査をしながらやっていくという方針ですが、まず質問で、障害者の雇用の促進に関する法律というのは、一体いつ制定されたのですか。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律は、障がい者の雇用促進と職業の安定を図ることを主な目的とした法律であります。その前身であります「身体障害者雇用促進法」は、昭和35年に制定されました。その後、昭和51年からは身体障がい者の雇用が事業主の義務となり、昭和62年からは現在の「障害者の雇用の促進等に関する法律」と名称が変更されたところであります。

○13番（萩野忠好君） 今お聞きしますと、やっぱり結構早い時期にこの雇用に関する法律が出ているのですよね。

それでは、別府市において過去5年間、障がい者に対してそういう採用者は何人いらっしゃいますか。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えいたします。

本市において、障がい者の職員採用に当たっては、必ず次年度以降の障害者雇用率の試算を行いまして、法定雇用率を下回ることがないように障がい者枠の採用試験を実施しております。採用した人数につきましては、平成25年から平成29年度までの5年間では計2名の障がい者を採用しております。

○13番（萩野忠好君） 本当に障がい者の方に対して失礼とは存じますが、なかなか難しくて厳しい問題があるのですね。例えば、私も障害施設の関係で子どもさんが利用していただいておりますけれども、しかし、やっぱり一般会社に入りますと、厳しいといえますか、その会社の方々、あるいは周囲の方々とのやっぱりトラブルというのもありまして、障がい者だからといってなかなか雇用ができないということを多く聞きます。そういういろんな難しい問題があるのですが、しかし、こういう法律がある以上は、やっぱり障がい者を一人でも多く雇用していただきたいというのが、障がい者を持った親、また本人の願望と思います。

この大分県、それからほかの市町村でも結構ですけれども、雇用数はどのようになっているのか。

それから、先般の新聞で見ましたら、何か大分県は教育委員会で、それが何か算定が間違っていたということをお聞きしました。これについては、何か結果はわかっておりますか。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えいたします。

障がい者の雇用者数をお答えする前に、厚生労働省へ報告する障がい者数のカウント方法について簡単に御説明いたします。

法律上、障がい者の計算方法には独自のものがあり、例えば重度障がい者については、該当者が1人であっても、計算上は2人としてカウントされます。また、反対に勤務時間の短い職員につきましては、該当者が1人いても、計算上は半分の0.5人としてカウントされます。このような算定方法が用いられておりますので、公表に使われる人数は必ずしも障がい者の実人数と一致するものではありません。

この法律に基づいて障がい者数をカウントした結果を厚生労働省が発表しておりますが、これによりますと、大分県では法定雇用率2.3%が適用される知事部局、企業局、病院局、警察本部の4部局全体では、平成27年度が118.5人、平成28年度が123.5人、平成29年度が132人となっており、これらの部局においては障害者雇用率の算定誤りとの発表はありません。これに対しまして、大分県教育委員会につきましては、障害者手帳の有無を確認しない職員66人を障害者雇用率に参入していたことが判明したため、大分労働局に修正報告を行う予定との発表がされております。

なお、県内の他市の状況については、現在のところ算定誤りに関する報道はなされておられません。

○13番(萩野忠好君) この算定方法が、私たちにとってはおかしいのですよね。重度になったらもう2人というようなことらしいですね。これは私たちには理解できません。しかし、いろんな今回調査をすると、するほどにいろいろ数字が間違っているということが出てきております。恐らくこれが終わった後には相当な間違いになってくるのではないかと考えておりますが、そういう重大な行政機関あるいは各市町村において、障がい者を雇用する数を間違えるということは、非常に障がい者に対して私は失礼と思うのですよね。それは確かに難しいですから、1人雇うのは大変と思います。ですが、一人でも多く雇ってあげるというのは、この法律になっているわけですから、これはやっぱり今後ぜひ見直してほしいと思います。

それと、新聞を見ますと、すぐ近くの愛媛県、高知県、それからもう1つあったのが、たしかこれはちょっと離れていますが、山形県、こういうところにも何か間違った報道というのがあったのですが、これについてはどのように思っていますか。

○次長兼職員課長(末田信也君) お答えいたします。

各県の発表によりますと、愛媛県につきましては、平成29年度に146人、高知県につきましては、平成29年度に21人、山形県につきましては、平成30年度に69人の職員を、障害者手帳などの確認をしないまま障害者雇用率に算入していたという発表があります。

○13番(萩野忠好君) そういうふうに、やっぱりかなりいろんなところで間違いが多く発表されております。私も見て、国が障がい者の水増ししていた問題を、今後いろいろ関係閣僚会議を開催するというのであります。これは主に菅官房長官、ここにもちょっと私はこうして資料が、新聞資料があるのですけれども、こういうふうに関係閣僚を集めて、そして今後調べていくというのであります。しかし、この発表の中で多くの各省庁ですね、国の一応主なところの水増しが多いのですよ、これ。そして発表では、約6,900人のうち不正に算入していた人数は3,460人、約半分です。半分も間違っておった。それで、このように2.49%報告していたということですが、実際のこの雇用率は1.19%しかありません。

菅官房長官は、障がい者に対し大変申しわけないと謝罪しましたし、また先般、大分県においても広瀬知事がおわびを申し上げますと。これは県の教育委員会が間違っておったということで謝っておりました。

このように国の行政機関で不正算入が最も多かったのは、やっぱり国税庁なのです。これが1,022人。それから続いて国土交通省603人、法務省539人、防衛省315人、それから財務省170人、農林水産省168人、外務省125人、経済産業省101人、以上が昨年6月1日現在の障がい者の雇用状況で、不正算入した結果がやっぱり6,900人の雇用ということで発表しております。それから、そのほかに、まだほかに20各省庁があるのですけれども、これがやっぱり100人以下ですけれども、何十人とかいう雇用が間違ってお出てきております。

このようにやっぱり新聞報道によりますと、中央省庁がこういう雇用する障がい者数を水増しするというのもってのほかと思うのですよね。その原因、これは何かと市役所のほうは考えていますか。なぜこういうことになったのでしょうか、わかれば。わかる範囲で結構ですから。

○次長兼職員課長(末田信也君) お答えいたします。

議員言われるように、政府が、中央省庁が雇用する障がい者数を水増ししていた問題をめぐりまして、発表していた約6,900人のうち、国のガイドラインに反して不正に算入していた人数が3,460人に上ったとの調査結果を8月28日に公表しております。これは中央省庁など国の機関の8割に当たる27機関で該当したとのことですが、職員の障害者手帳などの所持を確認せずに、障がい者として計上していたことが原因であると発表されて

おり、詳細な原因の分析につきましては、現在、国のほうで検証中とのことでもあります。

- 13番（萩野忠好君）今おっしゃったように、今後、国は障がい者雇用水増し問題について自治体の実態調査、それから再発防止と障がい者雇用促進策を考えるということでございます。そして、もうちょっと調べるためには、その原因を第三者委員会によって検証したいということで、最終的には10月中に取りまとめの報告をしたいという案であるようでもあります。ですが、国のこの障がい者雇用水増し問題については、地方公共団体にもどんどん拡大してくると思います。

厚生労働省は、都道府県について、また市町村などについても障がい者の雇用率の全調査を指示してほしいということでもあります。本市においても、今後障がい者の雇用増進をどのように考えているのか伺いたいと思います。

- 次長兼職員課長（末田信也君）お答えいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律には、障がい者である労働者に対し、その能力を発揮する機会を与え、職業人として自立していくこととされております。本市におきましても、これまでと同様に法定雇用率を下回ることがないように、職員採用数を決定する前には障害者雇用率の試算を行い、障がい者枠の採用試験を実施することで雇用の促進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 13番（萩野忠好君）今回の調査によりますと、本当、国あるいは各省庁、行政機関、高い雇用率として発表いたしております。実数と大きな差が出ております。これから、やっぱり私はこの障害者雇用率といいますか、これはきちっとしなければならないと思うのですよね。そのために、やっぱり正確な発表が必要であります。

先ほど聞きましたけれども、障がい者に対して重度は1人に対して2人、そういうふうにしているようでもありますけれども、やはり障害者手帳を基本にしないとだめと思うのですよね。これは、障害者手帳というものは、自分がやっぱり障がい者であるというような証明をもらわなくては障がい者になりません。そういうことでそれぞれの、これは身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者がそうですけれども、そういう病院に行って専門医に一回自分の体を受けて、そして障がい者であるということのやっぱり証明を持っていないとだめなのでありますから、これについてはやはり自分がおのずと行って、私は障がい者であるということの認定を受けた人のみがこの数に入ってくるわけですから、これが何に対して幾らというような、この人はちょっと病氣的であるとか、これはちょっと落ち込んでいるからとか、そういうことだけの表向きの判断でやっっては困るわけであります。ですから、ぜひ障害関係のある人は自信を持って、やっぱり手帳というのは大事なことから、もらっていただきたいと思うのです。

ところが、また、きのうかおとといかの新聞に、今度は障がい者の中でも、「それは言わないでください。私も障がい者であるけれども、公表しないでください」。こういう人もやっぱり出てくるのですよね。ですから、非常に難しい判断がこれからあると思うのですけれども、やはり私は、障がい者手帳を持っている人は1人は1人、重度でも軽度でもそういう手帳を持っている人は1人は1人というのは、やっぱり算入で計算発表してほしいと思います。これからも障がい者の方も一生懸命頑張っておりますから、障がい者の雇用についてはやはり守られた法律、そういうものに面して一生懸命やっていくと思いますので、皆さん方もひとつ障がい者に対しても温かい御支援をよろしく願いいたします。以上で、この質問を終わらせていただきます。

では、次の質問、別府市の禁煙について質問いたします。

まず、喫煙というのは、もう皆さん御承知のとおり、体によくないということでもあります。現在、国それからほかの都市においても、禁煙に対していろいろと議論をされております。たばこは医学的によくないので、がんになると言われておりますけれども、別府市

において禁煙についてどのように考えているのか、率直な意見を今からお伺いしたいと思います。

健康づくり推進課、これについてどう思いますか。

○健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えいたします。

たばこの健康への影響というのは、本人のみならず周囲の方々にも及ぶ可能性がございます。別府市でも健康増進計画湯のまち別府健康21におきましても、禁煙・分煙の実施や配慮に関しまして目標値を掲げ、家庭や地域、そして公共の場などでの禁煙・分煙の啓発に取り組んでおります。それぞれの施設におきましては、その施設の管理者において健康増進法に基づいた禁煙並びに分煙の受動喫煙を防止する措置を講じることとなっております。

私ども健康づくり推進課の所管いたします別府市保健センターにつきましては、保健施設でもございますので、敷地内を禁煙としているところでございます。

○13番（萩野忠好君） ありがとうございます。これからそれぞれの施設と申しますか、担当課にお聞きしたいと思います。まず、それでは別府市役所の禁煙状態については今のようになっておるのですか。

○総務課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

本庁舎は、平成22年6月1日より庁舎内を全面禁煙としました。その際に市民用の喫煙所として1階観光協会東側の区画に、また職員用としてグランドフロア北側公用車・二輪駐車場の1区画に喫煙所を設置しております。

○13番（萩野忠好君） 今、本庁舎においては2カ所ですか、そういうことでしているようであります。

次に、それでは水道局。水道局においては禁煙状態、どのようになっていますか。

○水道局次長兼管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

水道局庁舎内につきましては、全面禁煙としております。

なお、水道局での喫煙につきましては、水道局庁舎敷地内の西側駐車場スペースの一部を喫煙場所として指定しております。

○13番（萩野忠好君） 別府市役所と、それから水道局においては、やっぱり喫煙場所をきちっと設けているということでもあります。

それでは、学校関係で教育委員会の状況ですけれども、各学校の禁煙についてはどのようになっていますか。

○教育政策課長（月輪利生君） お答えいたします。

学校現場につきましては、市内全ての公立の幼稚園、小学校、中学校において敷地内全面禁煙となっております。

○13番（萩野忠好君） それから、次はスポーツ健康課長に伺います。スポーツ施設は多いのですけれども、このスポーツ施設は禁煙についてはどのような状況でしょうか。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） スポーツ健康課所管施設について、お答えいたします。

まず、屋内施設の総合体育館、市民体育館、弓道場、アーチェリー場、中部地区体育館につきましては屋内は全面禁煙ですが、屋外の敷地内に喫煙場所を設置いたしております。温水プール、実相寺中央公園管理棟、南部地区体育館、朝日大平山地区体育館、西部地区体育館、野口ふれあい交流センター体育館につきましては、敷地内全面禁煙となっております。また、屋外施設であります野口原総合運動場、実相寺球場、市民球場、実相寺パークゴルフ場、クレー射撃場につきましては、敷地内に喫煙場所を設置しており、実相寺サッカー場、セーリング艇庫、公園テニスコート、実相寺多目的グラウンド、青山プールにつきましては、敷地内全面禁煙としております。

○13番（萩野忠好君） やはりこのスポーツ施設は、広い範囲内で、今お聞きしますと禁煙

場所を設置しているところもあり、また設置していないところもあるということですが、ぜひこれはやっぱり設置しないと、今後いけないと思うのです。いろいろと、ひとつ工夫しながら考えていただきたいと思います。

次に、社会教育課長のほうにお尋ねします。別府市の主な公民館がありますが、この主な公民館の関係はどのようになっていますか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

中央公民館と北部地区公民館、それから中部地区公民館につきましては、建物内は全面禁煙で、敷地内に灰皿を設置している状況です。その他の公民館につきましては、建物内、敷地内全て全面禁煙としております。

○13番（萩野忠好君） 禁煙については、いろいろな考えがあると思うのですが、ほかの県ですね、ほかの県で何か回答がありますでしょうか。罰則がないということでもありますけれども、健康づくり推進課、この規則とか、あるいは条件等について何か意見があれば述べてください。

○健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えいたします。

国においては、さきの7月18日に受動喫煙対策を強化いたしました改正の健康増進法が成立をしております、その中で過料、過ち料ですが、それによる罰則規定が盛り込まれております。東京都におきましては、国よりも範囲的にちょっと厳しい形でそういう罰則等を科した受動喫煙防止条例、これが6月27日に先行して成立をしております。全国で初めて受動喫煙防止条例を制定したのは神奈川県なのですが、こちらにおきましても同様の罰則規定がございます。

別府市においては、さきに説明がございましたが、喫煙禁止場所の指定や、指定した場所以外での喫煙を禁止するといった規定はございますが、罰則についての規定はございません。本人の健康のため、さらに望まない受動喫煙を防止するためにも、まずは国の規定を遵守するとともに、県のほうとも連携をして周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○13番（萩野忠好君） いろいろと今禁煙状態につきまして、お聞きしました。別府市についてはもちろん禁煙場所、そういうのを設置しているところもあるということでありまして、またスポーツ関係ではまだしていないところもあるということで、さまざまな状況が発表されました。ありがとうございました。

しかし、私も、たばこは確かに悪いのですけれども、今度別府市の税収、税金から見ますと、何か約8億円も入ってくるということでもあります。これは別府市にとってはありがたいのです。ところが逆に言うと、健康にはよくないということで、これはもう体に悪い、がんにもなるということで、特に肺がんが多いということですが、これは痛しかゆしといたしますか、いいものもあれば悪いものも出てくるということでもあります。しかし、皆さん、これからは全国的あるいは世界的に、やっぱりたばこはよくないということと言われておりますので、たばこはできるだけまないようにはしていただきたいと思います。

それで、特にやっぱりたばこをのむ時期というのがあるのだ。たばこをのむ時期というのは、皆さんも御承知だと思います。高校生時代に一番先誘われるのです。だから、高校生時代に誘われるので、これはやっぱり教育委員会もひとつそれぞれの学校に言って講習といたしますか、お医者の方を呼んで、そして「やっぱりたばこはだめですよ」ということをここで教えていかないとだめと思うのですよね。そうしないと、もう社会人になったら、みんな男の子も女の子もやっぱり「のめ、のめ」ということでのんでくるのです。だけれども、大事なことはやっぱり最初の高校生のときに、「吸ってはだめです、こういう病気になります」。それをいろいろ病院の先生がイラストをつくったり説明をしながら、「こ

ういうふうになりますよ」ということでやっぱり脅かすということ。そういうことでやっぱり進めていただきたいし、教育長も、答弁はいいですから、これからぜひそういうふう
に小中学校は先生の、教育長の管轄ですけれども、高等学校というのは、本当、僕は大事な年ごろではないかと思っております。そういうことで今後ぜひ高等学校に勧めていただきたいし、県の教育委員、全面禁止、そういう場所は厳しくなっておりますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思えます。

それから、何か今たばこを、何といいますか、たばこではなくて、吸って……パイプ何か……（発言する者あり）電子たばこ、これが何かはやっているそうです。これもやっぱりよくないと思うのですよね。だから、もう本当、吸う人にはもったいないけれども、今はもう電車でもどこでも禁煙、飛行機でもそうです、禁煙、禁煙です。そういう場所がふえておりますからね、ここでもたばこをのむ人がいらっしやるのでしょうか。やっぱりたばこはやめてください。

そういうことで、今後ともぜひひとつ健康のため、やっぱり自分自身のためでありますから、たばこをのむ人は大いに自己中心、反省をしながら、今後ともひとつ体を大事にしてください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

- 3番（安部一郎君） たばこは、やめました。今回は、まちづくりについてさまざまな視点から質問してまいります。

川上副市長については、きょうがデビュー戦となると思います。いつ振るかわかりませんが、緊張感を持ってやっていきたいと思えます。

今議会の市長提案の理由の中に、子どもたちが安心して通園・通学でき、教育現場の整備は私たちの責務であるとしています。行政にとって市民の安全・安心は、予算執行で何よりも優先順位の高いものと思えます。別府市の職員一人一人が、市長の言うようにその意識を持っているか、また業務がそのように遂行されているかをチェックしてまいります。本日は、中央小学校と評議員の取り組みを紹介しながら質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

ことし6月、大阪府北部で震度6弱の地震で高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、下敷きになった小学生が死亡するという痛ましい事故が起きました。事故に至るまでの経緯は、学校内のブロック塀に対して防災士、校長から「危険ではないか」と言われながら、それを調べた市当局の建設課が「問題ない、危険でない」と間違っただけの判断をしたことです。そのときの担当者が危険と判断し取り壊していれば、こんなことにはならなかったはず。これはもう「人災」と言っても過言ではありません。正しい点検を行い、正しい整備をしていれば、命が救えたと思えます。これは事件と思えます。行政職員の怠慢と、危機意識のなさが招いた事件です。

それでは、一つ一つ質問してまいります。

議長、質疑の中で資料が必要となりますので、資料配付の許可をお願いします。

- 議長（黒木愛一郎君） はい。
- 3番（安部一郎君） どうぞ、お願いいたします。（資料配付）

続けてまいります。まず、教育政策課長にお伺いいたします。耐震に向けた学校施設の現状と対策を教えてください。

- 教育政策課長（月輪利生君） お答えいたします。

学校施設内に設置されたブロック塀の現状であります。大阪で発生しました事故を受けまして、教育委員会ではブロック塀の緊急点検を行いました。その結果、小中学校で18校において83カ所のブロック塀があり、そのうち64カ所のブロック塀でひび割れ、傾き、ぐらつき、透かしブロック、高さが高過ぎるなどの状態が確認されました。その中

でも緊急に対応すべきと判断した8校15カ所の危険なブロック塀につきましては、この夏休み中に撤去し、現在、転落防止等の安全対策を行っているところでございます。撤去後のフェンスなどの設置につきましては、今議会で工事費等を補正計上しておりますので、可決後、本年度内の工事を予定しております。

また、他のブロック塀につきましても、来年度工事を行う予定にしており、本市では83カ所のブロック塀を全て撤去・改修することといたしました。

なお、学校現場におきましては、学校長を通して児童生徒に対してブロック塀の危険性の説明や、ブロック塀に近づかないなどの注意喚起をお願いしているところでございます。

- 3番（安部一郎君） 教育施設、公共施設にこのような緊急を要するブロック塀が15カ所もあったことに、まず私は理解しがたいです。なぜ今までこのように放置されていたのか、よく検討して見ていただきたいと思います。今までに事故がなかったことが幸いと思いますが、それでは資料、お配りした資料を見てください。

資料1番の一番右上の写真、中央小学校の植栽の様態です。つい最近までこういうふうになっていました。これはどういうことかといいますと、中央小学校西側の国道10号に面した歩道に植栽が伸び過ぎて点字ブロックまで到達し、目の不自由な方が歩けない状態が、私が指摘をするまでずっと続いていました。植栽がちょうど子どもの目の位置に当たりまして、子どもにとってもとてもとても危険です。

資料2の、2列目の2番目を見ていただきたいです。裏になりますね、資料2の2番目、2列目の2番目ですね。これも小学校と境川に面した散歩コースですが、学校の木々が道の3分の1をいまだにふさいでいます。とても危険なエリアとなっています。教育政策課は、植栽の管理の責任・義務があります。毎年毎年、私からこれ、指摘をされて剪定するわけなのですけれども、市長の言う、子どもたちが安心して通学・通園できるよう、担当課として現場に出向き、まず確認をしてください。もっと意識を持って、業務に当たってもらいたいと思います。これは防風林として植えられたと聞いていますけれども、もう防風林は必要ないと私は考えております。なぜならば、防音壁がちゃんと存在しているからです。一度剪定について造園業者に聞いて、どのように剪定して、どのような時期にしたらいいかというのをぜひ検討してください。これはもう答弁は要りませんので、その協議結果を教えてください。よろしく願いいたします。

次にまいります。大阪・高槻市のブロック倒壊事故により、全国の通学路チェックを教職員で実施したと聞いています。その中で、教職員だけでは現状把握が困難との声があったと聞いておりますが、その調査結果は、危険であることの判断は誰がして、子どもたちにどのように注意喚起、指導していますか。スポーツ健康課、担当課として教えてください。

- スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

今回の校区安全マップの危険度につきましては、教職員が点検したものを学校長が最終判断しております。

児童生徒への指導につきましては、危険箇所の周知及び危険性のある場所はできる限り避ける、あるいは離れて通るなどの指導を行いました。

- 3番（安部一郎君） 今お聞きのとおり、教職員の皆様だけに判断を任せて本当に大丈夫なのでしょうか。専門知識を有する判定が必要と思われます。早急に建築指導課で判断して、その検証結果を教育現場にフィードバックしてください。大阪・高槻市の事故のような間違いが起こらないようにしていただきたいと思います。

続けて質問に入ります。通学路には危険がいっぱいです。ブロック塀だけチェックして、本当に子どもの命が守れるのでしょうか。ブロック塀以外の道路、建物、植栽等々、それらについてはどのようにしていますか。答えていただきたいと思います。

- スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

これまでも校区安全マップを作成し、通学路の交通安全上、防犯面等の観点から安全確認を行ってまいりましたが、今回の大阪北部地震を受けまして、通学路におけるブロック塀に限っての緊急点検を行ったところでございます。

- 3番(安部一郎君) 今言ったとおり、ブロック塀以外何も対応していないということでよろしいですね。行政とは、実に本当におもしろいもので、通学路中のブロックで事故が起きれば、そのブロックのみを調べるといふ。実際は道のくぼみや側溝の亀裂、私の知っている範囲ではその亀裂に足を取られて骨折するという事故まで起こっています。この際、通学路を徹底チェックする発想が教育現場にはなかったのか、ぼくはそれが不思議でなりません。本当に子どもたちのことを考えて、その中で職員一人一人がその意識を持って業務に当たっているのか疑問です。

事前協議の中で確認していますが、この取り組みはスポーツ健康課だけの取り組みで、子どもや保護者に危険なブロック塀の場所の周知徹底、注意喚起するというだけで終わっています。ブロック塀以外の危険な道路や建物や植栽については、関係各課と連絡をとって根本的な対策がとれていないようです。根本的な解決に至っていないようです。

建築指導課は、この学校情報をどのように所持して、9月7日現在で危険ブロックとしたブロックの数を学校別で教えていただきたい。また、その情報をもとに不適合ブロックに対して対応しているか、またその実績を教えてください。

- 建築指導課長(渡邊克己君) お答えいたします。

現在、スポーツ健康課からの情報提供分と一部の自治会からの情報提供分を合わせまして、通学路を中心としましたブロック塀などのパトロールを行っているところでございます。現在、調査途中のため、学校別の数につきましては把握できておりません。

また、対応状況でございますが、維持保全が必要であるブロック塀の所有者、それから管理者に対しましては、文書にて注意喚起を行っております。

- 3番(安部一郎君) ありがとうございます。では、調査中ということですね。悪い言い方をすれば、いまだに調査中ということですね。また、その調査結果は、学校側にも防災危機管理課にも情報として上げられていないようです。災害対策は時間との勝負です。スポーツ健康課が指摘するように時間と人が要るようですが、一日でも早く調査を終え、対応と対策に努めていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、次に入ります。その中で新聞・マスコミ等報道ですばらしい取り組みと評価された中央小学校と学校評議員と地域自治会と別府市行政の取り組みについてお伺いします。

学校評議員の呼びかけで、教職員の皆様とともに通学路のチェックを実施、私もその評議員の一人として参加しました。その中で担当課長が参加されたと聞いています。中央小学校の安全マップづくりに参加された感想を教えてください。

- スポーツ健康課長(花木敏寿君) お答えいたします。

6月27日に行われました別府中央小学校の通学路安全点検には、私も参加をさせていただきました。自治会の方はもとより、学校運営協議会、PTA、教職員のたくさんの方々が、暑い中汗をかきながら町内ごとに分かれて隔々まで点検をされていました。皆様方の子どもを守るのだという思いが伝わりました。

今回の別府中央小学校の取り組みのように、地域が主体となり、地域のことを熟知している自治会、学校運営協議会及び保護者の皆様等が連携する必要性を行政としても感じております。

- 3番(安部一郎君) 中央小学校のこの取り組みを私のほうでまた詳しく説明させていただきますと、中央小学校には17の町内がございます。危険な建物、危険な側溝、道路、歩道、植栽、全てにおいて担当課、ばらばらでございますが、全てに対応していただきました。

この取り組みを私自身、中央小学校のみならず別府市内の全ての校区において実施していただきたいと思います。安全・安心の通学路をぜひ確保していただきたいと思います。通学道路安全チェックとその安全の確保は、人の命、子どもの命を守るための最低限度大人の務めであります。安全・安心を提供することは、行政で最も優先順位の高いものだと思います。よろしくお願いします。行政においても課長会議、政策会議等々でこれをぜひ協議していただきたいと思います。

危険な壁について、次に質問いたします。

建築指導課にお尋ねします。別府市内におけるブロック塀は、現行法に照らして違法な壁はどのくらいあるのでしょうか。また、緊急を要する危険な壁はどのくらいありますか。また、注意喚起の実績を教えてください。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

法律が改正される以前に築造され、現行法に適合しないブロック塀は、違反ではなく、既存不適格という扱いとなります。そのようなことから、築造年度や築造経緯が不透明なブロック塀に対しての違法性の確認は難しい状況でございます。

なお、注意喚起の実績といたしましては、9月11日時点で165件でございます。その中には、今回のパトロールにより解体に至った物件もございます。

○3番（安部一郎君） 着実に注意喚起が進んでいるということで承りました。しかし、違法性は問えないものの、危険であろうと思われる既存不適格ブロックが把握できていないということは問題があると思います。私たち市民が知りたいのは、違法性とは関係なく、既存不適格ブロックの情報が欲しいのです。要は危険なブロック塀と危険な壁を把握することが、防災上大変重要と思われるので、今後ともよろしくお願いいたします。

しかし、その中で中央小学校校区では、短期間の中で市民と協働で調査及び危険な壁に対して注意喚起をすることができました。その中央小学校の取り組みについて質問します。

中央小学校と評議員の取り組みの中で、建築指導課は学校評議員会からのデータをもとに対応に当たっていただきました。危険な箇所について学校評議員会からのデータを参考にどのような行政対応を行ったか、また自治会協力で得た情報をもとにどのような行政対応を行ったか、教えてください。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

いただきました情報をもとに現地確認を行い、維持保全の必要な塀などに関して所有者または管理者に、文書にて注意喚起を行いました。中央小学校区の総数といたしましては、学校評議員会、自治会分合わせまして合計60件というふうな数になっております。

○3番（安部一郎君） 中央小学校17町内において細部にわたり調査し、所有者に注意喚起ができたということですね。調査内容は本当にすばらしく、調査に要した時間も少なく、行政負担も少なく、その内容を所有者や子どもたちや保護者へ伝えることができたようです。

今回、建築指導課、道路河川課においては、暑い中対応していただきまして、ありがとうございました。

確認ですが、当初は電話等の簡単な注意喚起でしたが、現在では文書通達を全て終わっておりますでしょうか。

はい、ありがとうございます。地域が情報を集め、それに要した時間が約1週間、そして担当課が確認、注意喚起の文書を渡す、これが2週間から3週間で、1カ月弱でできたということで、はい、ありがとうございます。

一番重要なことは、的確な情報収集です。そこには地域を知る市民にそれを委ね、その点検と指導を行政が行う、とても理想的な協働のまちづくりと思います。保護者や地域住民は、今回の取り組みで長い間危険として問題視していたところが解消、または解決に向

けて動き出したことに大変喜んでいます。学校評議員会を代表して、お礼を申し上げます。

それでは、次の質問にまいります。危険家屋・危険道路・危険な土地について、現状と今後の取り組みについて。

大阪のブロック塀倒壊問題の核心は、防災アドバイザーが口頭で指摘、メールで危険性を報告、校長が市教委に点検を依頼し、建築職の職員らが検査したにもかかわらず、問題なしと判断したことです。さらに、公共施設で建築基準法違反の工作物があったことです。とんでもない事実です。これは明らかに行政の怠慢、行政職員の危機管理の意識の欠如が招いた人災であると考えます。大阪の痛ましいこの小学校の事故を受けて、全国で通学路のブロックのチェックが実施されました。

配付した資料をごらんください。資料1番ですね。危険な場所はブロック塀だけではありません。壁、道路、側溝、建物、植栽、たくさんあります。そこで、中央小学校と評議員会と自治会の取り組みで全てをリストアップして、関係各課に対応していただきました。しかし、その中で行政の対応にどうしても納得できない事案がありますので、説明をお願いいたします。

写真2列目、瓦の写真を見てください。3列並んで、所有者が複数いる家屋、中心市街地にある家屋、落下寸前の瓦、この写真をまず見てください。この場所は中心市街地にあります。旧国道沿いにあり、昼間は人通りのとても多いところです。写真で見てとれるように、いつ落ちてもおかしくない瓦、この状態が実は何カ月も続いていました。当時の行政対応としては、苦情があったことを伝えるだけの対応でした。担当部署に、危険があるのでどうにかしてくれとお願いしましたが、所有者に瓦の権利があると言い、行政の方で勝手に当たることはできないと言われていました。あとは大惨事を待つばかりで、大事故にならないと動かないのではないかと危惧していました。個人の権利は確かにあるのですが、しかし、それが他人に迷惑をかけるもの、人の命を脅かすものであるのにも権利なんてあるのでしょうか。

苦勞していたときに、ある人からアドバイスをいただきました。内容は次のとおりです。

建築でも建築基準法で指導を行うことができますが、時間的に考えて緊急対応をするために視点を換え、道路河川課によって対応すべきです。公道の安全確保は、別府市行政の責任です。その観点から、道路河川課に所轄を変えて対応すればよいというものでした。危険回避のための業務執行は可能ということを教えていただきました。その結果、道路河川課においてとても早い対応で、お願いして3日後に落ちかけた一部はもとに戻すことができました。しかし、現状はネットをかけて瓦の崩壊を防いでいますが、次の大きな地震が発生したらとんでもないことが起こることが、容易に想像ができます。建築指導課におかれましては、一日も早い解決をお願いします。答弁は要りません。

部長、これでよろしいでしょうか。

○建設部長（狩野俊之君） お答えいたします。

建設部といたしましても、今、建築指導課と道路河川課で議員御指摘の地域を、また住民からの従前の要望等を、また学校、教育委員会からの情報をもとにパトロールを行っておりますので、またその結果を教育委員会とも共有をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（安部一郎君） 済みません、課長、飛ばしまして。

それでは、次の質問にまいります。今度写真を、町なかに沼地ができています。資料1の1列目を見てください、1、2、3ですね。説明いたしますと、沼地になった原因は、敷地内にある別府石を採掘しているところです、市長もたぶん初めて見ると思いますが。その結果、側溝のすぐ横は、1.5メートルに及ぶ深さとなって、人が落ちれば大変危険なような状態が今なお存在しています。びっくりしたことに、この方は側溝の下まで掘り上

げていまして、側溝が今宙に浮いております。土地の所有者は慌てて金属で固定、側溝を固定しております。今、道路河川課の指導によって土を埋め戻し、コーンを置いて危険だということを知らせておるのですが、私は非常に不安です。実はこの側溝の下にあった別府石で支えていた側溝がまるっとなくなって、埋め戻したと言いますが、さらさらの砂で埋め戻しただけで、実際、本当に空洞が埋まっているのかが非常に心配です。現にその空洞が原因だと思いますが、道路の一部ももう既に陥没が始まっています。ぜひとも空洞検査もしていただきたいし、それと、学校長が言っていましたように、落ちないための施策をしていただきたいと思うのですが、課長、いかがでしょうか。

○道路河川課長（松屋益治郎君） お答えいたします。

議員御指摘の箇所につきましては、状況は確認しておりますので、現在、地権者と協議を行っており、柵を設置するなど、また調査をするなどの対策を講じたいと考えております。

○3番（安部一郎君） 協議、協議で時間を逸して危険がどんどん迫るということは、頭の中に認識していただきたいと思います。教育のほうでも、よろしく対応をお願いしたいと思います。

それでは、次にベニヤで囲まれた家を見てください。資料の3列目のトップです。とても危険な老朽家屋です。中央小学校評議員会は、行政当局に調査依頼しました。これに対して、今はもう改善されていますけれども、当初は老朽家屋と見ていない、危険な家屋と見ていないという回答でありましたが、現状などのようになっていますでしょうか。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

御指摘のような維持管理が不適切な空き家につきましては、適切な維持管理がなされるよう助言を行うなどしております。さらに、保安上危険があると判断すれば特定空き家として認定し、指導・勧告を行っているところでございます。情報提供をいただきました危険空き家につきましては、所有者に助言を行ったところ、早々に解体を行うとのことであり、先日確認をいたしましたところ、既に解体が終わっております。

○3番（安部一郎君） これも早い対応、ありがとうございます。ただ問題は、当初危険なしとした判断、間違いですね。大分県警が規制テープまで張っているのですから、現場に行き行って聞いたり、大分県警に問い合わせすれば、状況がわかったと思います。状況を説明しますと、車がこの家に突っ込んで柱がなくなり、中が焼けて、いつ倒れてもおかしくない状況であったということです。大阪の先ほどの例でも言いましたけれども、間違った判断が間違った事故になるということ、ここでちょっと再確認したいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

執行部の皆さんにお願いがあります。コンクリート製などの塀による事故は、地震が起きるたびに繰り返されてきました。1978年の宮城県沖地震では、犠牲になった28人のうち10人が塀の下敷きになって亡くなっています。実は大阪のブロック塀では、基準より1.6メートルも高い3.5メートルで違法建築であったことが発覚しました。一番の問題は、その違法建築物を防災士、校長から「危険ではないか」と言われながら、それを調べた市当局の建築課が「問題なし」としたことです。違法工作物が公共施設に存在したこと、違法工作物を問題なしとした行政、そのときの担当者が危険と判断し取り壊していればと思います。私も政治にかかわる者として、絶対見逃してはならないことと思っております。

この事案と全く同じようなことが、今、別府の至るところで起きているように思います。先ほどの小学校の植栽の件、今の危険家屋の判断の件、行政は各担当課が危機意識を持って、責任を持って対応していただきたいと思います。これがもし事故になっていて、例えばあの瓦が落ちて人の命を奪うようなことになっていけば、市民から信用されない行政、信頼されない議会となりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと、情報として、今、高槻市では業者のずさんな検査を市が見逃したとして、検査した当時の市長や関係職員等に対し、住民監査請求がなされました。熊本市でも、さきの震災で民間の壁が壊れて下敷きになった人から、所有者に約6,300万円の損害賠償を訴えることが起きました。建築指導課だけの問題ではありません。危険は至るところにあります。市長一人だけが安全・安心のまちづくりを唱えても、関係各課、職員一人一人が危機意識を持って業務に取り組んでいただかないと問題解決に至らないと思います。ぜひとも実施していただきたいと思います。

それと、この手の話をすると、建築法改正前で違法でないという論議が行われていますが、それは裁判の法律上の問題であって、市民にとっては、今危険な壁がどうであるかが非常に重要なポイントだと思いますので、そこもあわせて調査も、徹底した調査をしていただきたいと思います。

それでは、空き家のことについていろいろお願いしていたのですが、空き家に対する見解は今までどおりということなので、またここは掘り下げて後日質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まちまもり・ひとまもりについて質問させていただきます。

ひとまもり・まちまもりの事業は、各課で全ての事業に関係するので、担当課ではなく、関係が連携した取り組みをしてほしい。先ほど来質問しています問題は、建築指導課だけの問題ではありません。中央小学校のこの取り組み評価をしていただいて、ひとまもり・まちまもりの視点から自治振興課に取りまとめをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○自治振興課長（山内弘美君） お答えいたします。

別府市では、地域の課題を解決するため、自治振興課が主管課となって、ひとまもり・まちまもり自治区形成事業に取り組んでいるところでございます。自治振興課としまして、日ごろから各課の連携はもちろん、情報共有に努め、先ほどありました取り組みのような地域における協働事業の事例等を広めてまいりたいと考えております。

○3番（安部一郎君） 関係する課は多岐にわたります。評議員の代表が一つ一つの事案を整理して各課を回るということは到底無理です。たらい回しになり混乱することが想像できます。どこかが窓口になって整理整頓しなければなりません。私が歩いた課は全部で6課に及びます。この6課を民間人にやらせるというのを非常に僕は危惧しております。議員だからできたことだと思っていますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

そして、この協働の作業は、財政面においても、事業の正確性においても、行政にとっても、市民にとっても大変よいことだと思ひます。子どもたちの安全・安心のまちづくりとして自治振興課がこの取り組みをぜひ広めていただいて、この事業を全市に広げていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、別府市の土木費比率は、県内でも下から2番目に少ない。観光地で調べましたところ、道路等の整備は……、あ、ごめんなさい、観光地として道路等の整備は必要不可欠です。皆様が勉強している高山市では、協働のまちづくりの中で、地域の問題は地域の人で考え問題解決する。道路はその最たるもので、行政もその予算を地域の協議会に分配しています。行政は予算の執行と発注と管理監督を務める。このような道路整備においても地域に委ねる方法があると思ひますが、未来展望はありますか。

○自治振興課長（山内弘美君） お答えいたします。

人口減少社会により市の機能も縮小する中、今後は地域と行政の役割分担も考えていかなければならないと考えております。昨年、ひとまもり・まちまもり自治区形成事業がスタートしたばかりではございますが、地域力強化を図り、将来に向けて市は財政的な支援等を拡充しながら、地域の自主性を尊重する協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと

考えております。

- 3番（安部一郎君） 中央小学校の安全マップづくりは、市民と教育現場と行政の取り組みによってなし得ました。私はこのことを通して別府の目指すべき未来みたいに思っております。協働のまちづくりこそが別府の明るい未来をつくると思っています。その中心となるのが、山内課長さんです。来年、また私はこの場に立とうと思っております。ぜひ部長になってこの話の続きをしたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

地域の公民館、地域の温泉、地域の公共施設について。

予算決算特別委員会で小野委員の質問で答えが出ましたので、この項は要望にて終わります。

公民館は、地域社会にとってとても重要な施設です。市民生活のコミュニティ形成に欠かせないもの、災害時においても避難所として使用され、今後の災害時における重要拠点となります。温泉施設も地域コミュニティを形成する上でとても重要な施設であり、観光施設としても重要な役割を担っています。別府市の宝物です。その宝物が、毎年のようにどこかでなくなっています。私は、海門寺通り会に属しますが、2年間で2つの温泉施設がなくなりました。もしこのような温泉施設や公民館を行政負担でやるとするならば、莫大なお金と人がかかります。現状の要綱では、非常に使いにくい要綱になっています。例えばアンケートの結果をもって予算を執行すると言っていますが、その要綱にはアンケートをもって予算を執行するなんて書いていません。そして、新設するようなところが、もうほぼほぼなかるかと思っております。小野さんも言っていましたけれども、修理・保全に使えるような補助金要綱に変えていただきたいと思っておりますので、温泉課、公民館をつかさどる教育、ぜひともそういうような要綱に変えていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、地域の防災マップ、防災教育について。

現時点で建設部、教育委員会の集められたデータが、防災危機管理課に行っていないことを知り得ました。連携がとれていないということですね。今後は各課と連携をとり、防災上最も必要なこの情報を学校現場、地域の防災マップづくりに役立てるということで回答をもう事前にいただきましたので、この項の質問は割愛します。防災危機管理課長、よろしくお願ひいたします。

それでは、土木行政について、管理について質問いたします。

別府市の道は継ぎはぎだらけ、穴だらけ。転んだ、骨折した、けがをしたとよく聞きます。そのことが数字に出ています。大分県下で土木費比率は実はワースト2位です。観光地の中で比較しても、ワースト2位でした。まちづくりの中で道路整備は非常に重要です。インバウンド日本一の高山市、まちのきれいさは観光地の中でも群を抜きます。観光地高山市のまちづくりのスタートは、まちのバリアフリー化でした。まず住む者の快適さ、優しさを追及し、整備されたそうです。住んでよし、訪れてよしのまちづくりです。その後も高山市では15%前後の土木維持管理費を使い続け、まちの魅力につながっているようです。別府市は毎年7%前後、もうずっと昔からですね、この7%というのは。高山市はその倍の予算を執行します。他の観光地も10%を超えます。別府市の市民憲章では、「美しい町をつくりましょう 温泉を大切にしましょう お客さまをあたたかく迎えましょう」。市民憲章にもあるよう、美しいまち、お客様を温かく迎えるまちづくりを目指していただきたいと思っております。

土木費は、とうとう6%台になりました。どんどん減っていることに危惧しています。最低でも安全・安心のまちをつくらせていただきたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

- 道路河川課長（松屋益治郎君） お答えいたします。

市民の皆様にも少しでも美しく安全・安心で快適に過ごせるような実感を持っていただくようなまちづくりをしたいと考え、維持管理費につきましても、今後内部にて協議をしていきたいと思っております。

○3番(安部一郎君) 協議していただくということで、また後日伺いたいと思っております。

建設、土木、造園にお金が回るということは、このお金の回る仕組みとして、経済的にも非常に僕はよいことだと思っております。安全・安心のまちづくり、美しいまちづくりのために思い切った予算執行を望みます。

それでは、資料の2を見てください。国道10号、やまなみハイウェイ、別府国際観光港の植栽の状況をここに書いております。国道10号、やまなみハイウェイの道路、中央分離帯の植栽管理は大変ひどいものです。道路や歩道事故が起きてもおかしくない状況で、植栽が伸び伸びです。国道10号線ややまなみハイウェイなど、観光客を真っ先に出迎える道路であります。また国際観光港は東九州の玄関口でもあります。しかしながら、観光客を真っ先に出迎える道路や港において、中央分離帯植栽や観光港周辺の歩道には雑草が生い茂っており、旅行バッグを持った者は歩道を通ることができずに車道を歩いています。観光客を出迎える状況になっていないように感じます。これらの施設は国や県が管理しているようですが、観光地として、市として対応していくべきと思っておりますが、市はどのようにお考えですか。

○道路河川課長(松屋益治郎君) お答えいたします。

市としましては、市民の方々や観光客の皆様から同様な要望を受けた際には、受けた課が管理者、大分県、もしくは国交省に連絡して対応してもらうような形をとっております。ただし、すぐに対応できないというケースも多々あります。市としまして、今後さらに強く要望をするとともに、草刈りの時期などを検討してもらうよう、抜本的な解決方法についてそれぞれの管理者と協議の場を持ちたいと考えております。

○3番(安部一郎君) ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。大分県、国の植栽に対する対応は、僕は明らかに間違っていると思っております。ここに道路管理に対する仕様書を情報公開でいただけてきました。植栽の適採日はお盆までにすればよいと読み取れますし、年2回の適採日と言いながら、年1回でよいともしています。そもそも論ですが、観光地という認識は国や県にあっても、観光地としてどうあるべきかは全くわかっていないようです。

資料の写真2を見てください。2列目の1、2、3、関の海水浴場の入り口がこのありさまで。これは国道10号です。海水浴場といったら観光ツールとしてもとても重要な入り口が、実はお盆までこの状態でした。お盆以降、たぶんここを使う人はいないと思っております。

また、関西汽船に行くほど大型客船が停泊する港が、この図にあらわしたような状況になっています。特に年間20回も来る、大型客船に乗ってくる海外の方がこれを見たとき、別府市は観光客に、ここは県有地、国有地で関係ないと言えるのでしょうか。本庁の担当者に聞くと、指定管理業者にはこの部分においてお願いしていないと聞きました。5年間もこの植栽に関しては発注していないようです。この植栽の剪定に、造園業者に頼めば10万円前後の仕事です。大分県は予算の関係で今すぐできないようなことを今言っていますが、この金額の予算が何年取れていないのでしょうか。道路維持管理としているのは土木業者です。植栽と分けた維持管理をして造園業者に頼めば早くローコストで適確な剪定ができると容易に想像ができます。一度別府土木事務所ではなく、本庁担当課で膝を突き合わせて剪定の時期、回数、剪定方法、業者等々を協議することが必要と思っておりますが、いかがでしょうか。これに関しては県出身である副市長に伺いたいと思っております。

○副市長(阿南寿和君) それでは、お答えをいたします。

私も県職員の36年間のうち、実は10年ほど土木建築部にありまして、土木事務所にも2カ所勤務しておりましたので、いささか事情は承知しておりますので、お答えをしたいと思います。

以前は、各土木事務所に補修班という現場で迅速に対応していただいている職員がいたのですが、それも行政改革で現在はいないといった事情がございます。ただ、当時でも、別府土木事務所においても、別府市それから日出町、杵築市と広範囲に管理しておりました、県道は実は相当な延長になります。それに加えて港湾施設等々、なかなか手が回っていなかったというのが当時の現状でございます。

議員からの御指摘を受けまして、私も別府土木事務所長とちょっと話をいたしました。現在でもやはり外部に委託しているということになれば、基本的に財政当局に要求していかないといけない。もちろん観光地であるということは十分認識しているということで、目につくところはその都度指示をしてやっているが、やはり基本的に2回を目指して草刈りを行っていますけれども、場所によっては1回がやっただというような状況があるということでお話をお伺いいたしました。秋にいろんなイベントがございますので、今から取りかかる部分というのもあるかと思っておりますので、そういった事情もあります。予算の制約がある中で、先ほど申し上げたように優先的にやるべきところはしっかりやらないといけないということは、観光地ということで意識はしているということでございますが、細かいところになかなか手が回っていないというのが実情であるというふうにお伺いしております。

さまざまな事情がありながら、一定の努力はしていただいているということでございますが、細かい点を含めて県のほうにもこちらの事情をよく御説明しながら要望してまいりたいというふうに考えております。

○3番（安部一郎君） 副市長、県や国の都合はよくわかります。わかりますけれども、行政の都合でこういう施策をやってもらいたくないと思います。そして、ここは県有地、国有地であります。別府市です。別府市において別府市がどのような考えを持っているかというのを強く打ち出してほしいです。例えば観光港でも実はきれいなところがあります。指定管理との契約の中で管理業者がそこを仕様書の中でやらなければいけないとちゃんと明記されているからできているのです。実は今この残っているところは、その明記がないのです。だから指定管理の業者の間で今後どのようにするか。さっき言ったみたいに分離発注でローコストでやるのが十分できますので、そういうことも含めて一回根本的な話し合いをしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（阿南寿和君） 先ほど申し上げましたように、認識としては県のほうも全くそういった認識がないわけではありませんので、十分工夫ができる部分はあるかと思っております。その辺は我々も細かい点を含めて御指摘しながら、やはり取り組んでいただきたいというお願いをしてまいりたいと考えております。

○3番（安部一郎君） そして、資料の2番を見てもらっていいですか。2番の3列目の真ん中です。実はこれ、県がやった仕事なのです。維持管理の簡単な植栽。これは何と云うかわかりませんが、雑草が生えない作業で、樹木も少なく、維持管理費も非常に少なくなっています。これはたしか県の仕事です。だから、県もある程度こういうふうな方向転換を始めておると思いますので、まず国際観光港、観光客の一番目につくところなので、こういうのをぜひ話し合いの中でやっていただきたいと思っております。

次にまいります。それでは、プロポーザルのガイドラインについて、過去のプロポーザルの検証、公平性、透明性、客観性についてに入ります。

本題に入る前に、大分県庁職員の業者選定にかかわる不正事件について一言申し上げます。

行政が行う契約は、全てにおいて公平で透明で客観性を持たなければなりません。過去において政局に発展する要因をつくったのは、全てプロポーザル方式による契約です。行政の審査委員に偏りが見受けられ、市民の考えと乖離した審査結果が反映されてきました。

前議会で申し上げましたが、平成 28 年、29 年度、教育部局の審査委員は、行政 5 に対して民間審査委員 5 でありましたが、その中で市当局が実施されたプロポーザルの契約においては、全ての審査で審査委員が有識者ゼロで、要は民間人がゼロで行われていました。この偏りは何なのでしょう。新しくつくられたガイドラインでは、担当局が審査要綱をつくり、担当部局が審査委員を選定し、また担当部局が公開の内容を決めるといふ、大分県庁の業者選定にかかる不正事件をなぞれば、とても危険なことです。全て担当者任せ。私は、契約ごとの内容を全て公開し、市民の皆様や議会のチェックを受けるべきだと思います。徹底した情報公開が、不正防止につながると思います。

契約一覧が、過去において存在していましたが、現状はありません。誰かの指示で、誰かの考えで最近廃止されたようですが、執行部が何を根拠に契約ごとのチェックをしているのかわかりません。全てを担当者任せにしているとしか私には見えません。担当課によって契約や業者選定の際、特定業者に誘導することは簡単にできます。業者条件に 1 行差し込むだけでできます。とても危険なことです。私は、10 項目による簡単な契約一覧の復活を総務課にお願いしたいのですが、その願いはかないません。事前の聞き取りで予定なし、復活なしということなので、今後は情報公開制度を使い資料を請求してまいります。大変な作業と思われませんが、よろしく申し上げます。

かつて別府市の助役を務められた石川さんの著書を見ますと、「地方行政活動における事務処理は原理公開原則だと、このように職員に意識改革をまずし、それは実施機関の職員に常に主権たる住民を意識し、住民のための行政に徹すること」と、かつての助役は言われております。

さて、本題に入りますが、前回の質疑内容に傍聴者から、部長答弁を理解できないという方がいましたので、改めてお伺いします。プロポーザルの契約では、公平性、透明性、客観性が問われますが、その担保をどのようにしてとりますか。私が参考にした都市のプロポーザルのガイドラインでは、審査委員は公平性、透明性、客観性が求められることから、行政以外の第三者をもって構成するとしています。また、次のようにつけ加えています。職員が審査に欠かせないと判断した場合は、職員を加えることができるが、その場合は理由を明らかにせよとしています。つまり、職員を審査委員にすることは例外と位置づけられています。公平性、透明性、客観性の担保は、第三者による審査以外にないと思いますが、どう思われますでしょうか。

○総務部長（樫山隆士君） お答えをいたします。

公平性、透明性、客観性の担保は、第三者による審査が 1 つの方法ではあると考えております。さきの議会でも私から答弁させていただきましたけれども、今回決めましたプロポーザルのガイドラインは、市の委託契約が対象となります。例えば、市役所の職員課で使用するコンピューター上で人事給与を管理するためのシステムがございます。仮にこれをプロポーザル等ですとした場合に、このシステムの選定に当たりましては、どのような機能が市役所の担当職員が使う際に必要とされているのか、また効率的であるのかなどは、職員が使うものであるだけに、関係職員が一番熟知しているものであります。このシステムを選定審査する者は、外部の方ではなく関係職員が選定したほうが、本当に現場で必要とされているものが選定できるものと考えられます。一方、外部の有識者に選定委員として入っていただいたほうがよい、特殊性または専門性がある業務の場合は、外部の方に入っていただくべきものであると考えております。事業案件ごとに担当部署で判断すべきものというふうに考えております。

○3番(安部一郎君) 部長、確認ですけれども、一見もってもらしい答弁をいただきましたけれども、市役所の職員課で使用するコンピューター上で人事給与を管理するためのシステム、何の意図を持ってこの例え話をしたのかわかりませんけれども、私が調べたところ、これはプロポーザルではなくて、過去、指名競争入札でやられた案件です。指名競争入札でやられた案件をこのプロポーザルの例に例えて、担当部局でやったほうが良いというこのロジックが、僕にはどうもわからないのですが、これはどういうことでしょうか。

○総務部長(檜山隆士君) 今も答弁を申し上げましたけれども、今回のプロポーザル契約のガイドラインは、市の委託契約を全て対象にしております。ですから、委託業務について、当然過去のものもそうですけれども、今後どのようなものがあるかわかりませんが、それが全て対象になります。ですから、過去そういうふうな形で入札したものも、今後プロポーザルでした場合ということで、今回御説明をそういうふうに申し上げたのは、わかりやすい例でそういうふうな形で申し上げたもので、将来的には可能性もあるものも含めるということで、今回そういうふうなことで例を出させていただいたわけでございます。

○3番(安部一郎君) それは違うでしょう。プロポーザルでやる契約の選定自体、そもそも間違っているのではないですか。プロポーザルの定義は、部長が書かれているように特殊性、専門性を持ったもの、専門家の意見を聞くためにプロポーザルをする、これがもともとのプロポーザルの意味だと思いますよ。それで、その必要のないものは一般競争入札や指名競争入札でできると思いますよ。そもそもの設定が問題なので、僕が一番言いたいのは、その専門性、特殊性があるプロポーザルをするに当たって第三者、専門性、有識者、専門性を持った人が審査したほうが、公平性、透明性、客観性からいってもいいのではないかと、それはどう思いますかという質問をしているのです。僕の、理解できますかね、質問が。

今から、では全部プロポーザルにしていくということですか、いろんな案件を。

○総務部長(檜山隆士君) お答えをいたします。

委託契約におきましては、今、契約のそもそもの原則は一般競争入札が原則であります。随意契約を含むプロポーザルなんかというものは、あくまでも例外の契約であります。そのどの方法をとるかというのは、その委託契約の内容によって当然変わってくるものと思っておりますから、それにおいてはその案件ごとに当該課できちんと判断すべきものと考えております。

○3番(安部一郎君) その担当課で判断するとき専門性、特殊性を、定義の中にある場合、プロポーザルにするということですがけれども、前回も言いましたけれども、複数の課長さんにこのガイドラインを見ていただきました。そうしたら、専門性の定義がわからぬと言っていました。だから、外部の有識者を入れなくてもいいという判断がこの書き込みにはできるので、例えばどういうふうに書いているかといいますと、「特殊性または専門性がある業務の場合には、見識者を選任することができる」としています。だからこれを裏返せば、特殊性、専門性がないという判断をした場合は、見識者を選任しなくてもよいということですね。

私は、他方の例ですけれども、「審査委員は公平性、透明性、客観性が求められることから、第三者を中心として構成し、職員が審査に欠かせないと判断した場合は審査委員に加えることができる」という書き方にできませんかというのは、ずっと言ってきたのですが、そんなに、ほぼほぼというか、業者選定ですので、9割が専門性、特殊性の契約だと思いますが、その辺はどういうふうに思っていますか。

○副市長(阿南寿和君) お答えいたします。

プロポーザル、そもそも高度な技術とか専門性を要する場合だけではなくて、優秀な提

案がなされる、それによって効率的、効果的な事務処理がなされるだろうという案件についてもプロポーザルというのは実施されておりますので、必ずしも専門的な立場からの御意見が必要ということもないわけでございまして、可能性としては私どもがやっております事務がいかにか効率的に処理できるかといったことで提案されるといった場合についても、プロポーザルでやるという可能性はあろうかと思えます。

- 3番（安部一郎君） いやいや、部長がつけられた定義には、実績、専門性、技術力、創造力、創造性みたいなことを書かれていますね。プロポーザルはそもそもそういうのを選定する場所で、それ以外の場合にはプロポーザルでなくていいという解釈です。僕の考え方は間違っていますかね。

何が言いたいかというと、担当課に任せると非常に危険なのです。だから大分県庁を例に出したのです。担当者に全て任せてやると、本当、1行書くことによって業者が入れるか入れなかったりするのです。過去にそんなこともあったと思えますよ。どうしてそれが理解できないのか、僕は不思議でなりません。これはもう水かけ論になりますので、またゆっくりこの分だけでやりたいと思えます。

そして次に、僕ね、2つちょっと飛ばしたみたい。それで、今修正して言うよりも、最後に長野市長の手紙ということでまた文を読ませてもらいます。

かつて別府市の……、まあ、いいや、これはいいや。今日は、まちづくりをテーマに質疑応答してきましたが、まちづくりの原動力とは何でしょう。行政でもなく、議会でもありません。それは間違いなく市民です。今の別府市は協働のまちづくりを目指す方向性は間違っていないんですが、私は、市民、民間力、官民一体、協働と、言葉だけが踊り、行政だけでまちをつくらうとしているように思えてなりません。そう思うのは私だけでしょうか。市民にも議会にも余り相談がないように感じています。市民の知恵や資産を借りて、市民と一緒にこのまちをつくらうとしているのでしょうか。職員一人一人がその視点に立って業務を遂行していますか。職員の視点が市長や副市長しか見ていないように強く感じます。目の前の間違いがわかっている、また市民と違う思いがわかっている、何もしようとしな。企業において、組織団体において市民目線、お客様目線を忘れた独善的な経営手法は、一時的に成長しても、最後は崩壊の道へと進みます。

その中で別府市の行政、市民は、大変貴重な経験をしました。あの「湯～園地」計画です。市長という強烈なリーダーがいて、清川さんという天才クリエイターがいて、それを形にする市民がいたことです。この3つによって、あのすばらしいイベントができました。どこが欠けても成功はありませんでした。一番評価されたことは、何百人ものボランティアがもてなしたさまざまな活動です。先日の連休でラクテンチの新しい経営者がその意志を継ぎ、別府の風物詩としてレガシー、遺産にしたいと宣言しました。たった1週間で組み立てられました。清川氏は、全国いろんな都市で仕事をしているが、こんなまちは見たことないと言っていました。5,000人以上の来訪者があったと聞いています。これはまさしくB-b i zの真骨頂だと思います。そのすばらしさを体感した、一番学んだのは職員だと思います。その職員とともに我々はまた戦ってまいりたいとも思います。

最後に、国際観光温泉文化都市、住んでよし、訪れてよし、アジアを結ぶ温泉都市、これは浜田市長がつけられたときです。そろそろこのキャッチフレーズを時代に合った長野市長なりのアレンジが必要だと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

- 議長（黒木愛一郎君） 休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

- 副議長（森 大輔君） 再開いたします。

- 2番（竹内善浩君） 頑張ってまいりたいと思えます。一般質問になりました。回を重ね

るごとに少しずつ自分の中でも整理できるのですが、やはり市民の方からいろいろな意見を伺っております。市は、行政府、国や県の法律や制度、条例に基づいて市民の方のために、市民の視点でいけばそんなことは関係ない、ともかく私たちの生活を応援してほしい。そこにギャップと申しますか、現実の生活感の違いと申しますか、そういうものがこの一般質問の中で少し明らかになったり、あるいは執行部の皆様がお気づきになって、これからの計画に盛り込まれていくように質問ができればと心から思っています。

桃花善心の会、一人会派ですが、頑張って質問させていただきます。

質問内容は、通告のとおり行いたいと思います。4つの大きな質問に分かれています。「ひとまもり・まちまもり」という別府市のテーマなのですが、その中でも少数派市民のためのひとまもり・まちまもりということでお聞きしたいと思います。

まずは……、あ、原稿が違いました。お待ちください。(発言する者あり) 大丈夫です……。あ、違いますね、(笑声) ちょっとお待ちください。順番のとおり的確に質問するためにそろえていた資料が……、あ、違いますね。(発言する者あり) 実際この質問をするに当たり……、ありました、失礼いたしました。

それでは、質問させていただきます。障害福祉課になると思うのですが、障がいのある方へ提供されるサービス、日常生活用具や補装具の給付、通所、訪問、入所、移動などのサービスがあります。この中で例えば、呼吸器に障がいのある方へのたん吸引器、この給付対象者の条件というのは今どうなっているのでしょうか。お答えください。

○障害福祉課長(大野積善君) お答えいたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活を営むのに支障がある在宅の障がい者または障がい児に対し日常生活上の便宜を図るための用具を給付することと定めております。

呼吸器機能障害3級以上、もしくは同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者、または難病患者等で呼吸器機能に障がいがある者と定めております。ただし、介護保険法の規定により、給付の対象となる用具の貸与または購入に係る保険給付を受けることができる方へは除くと定めております。

○2番(竹内善浩君) 続けて質問いたします。例えばの話なのですが、在宅と施設入所の違いなどで給付条件としての在宅で障がいがある方のたん吸引器について、施設入所者への取り扱いが問題になっていると考えています。また、介護保険等で65歳を迎え、介護保険制度が優先されることになり給付が難しくなること等々、医療と障害福祉サービス、また障害福祉サービスと介護保険等の制度のはざままで、やはり市民の皆さんが不自由を感じている、この不自由に対して別府市はどのような支援・対応をされるのでしょうか。

○障害福祉課長(大野積善君) お答えいたします。

基本的には、医療保険制度及び介護保険制度で給付できないサービスなどについて、障害福祉サービスを給付することとされております。そこで、障がいのある方それぞれについて在宅や施設に入所している等の違いやさまざまな場面・段階で困ることのないよう、障害福祉課の窓口や相談支援事業所での相談支援専門員による相談、また合理的配慮による支援を障がいのある方一人一人に寄り添い行っております。

○2番(竹内善浩君) この項の質問は、医療や介護保険、福祉、それぞれのはざまということで、実際には国の制度であったり、さまざまな条例が関与する問題です。

今、質問としてはこの程度といたしますが、実際のはざままで困っていらっしゃる方は、この障がい者に限らず少数派と言われる方が数多くあります。現実をしっかりと見つめ、市としての対応を先行き、前を見てフィードバックで検討しながら進めていただくことを強く願いたいと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。次の質問、キーワードが2つほどありま

すので、最初に、今、各県の看護師協会などで言われていますが、マイナース、「かかりつけ看護師」というものを看護師協会の方が、各県でアピールし始めております。また、同じように一般社団法人ではございますが、先日16日にも神奈川県の大和市に行っていました。そこで全国大会、日本看取り士会総会というのが、全国大会がありました。「看取り士」という言葉、それから「かかりつけ看護師」という言葉でこれから質問を進めていきたいと思っております。

御存じの範囲で構いませんので、かかりつけ訪問看護師、また看取り士とはどのような方たちを言うのか御説明願います。

○健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えいたします。

かかりつけ訪問看護師また訪問看護ステーションでございますが、かかりつけ医と同様にふだんから何でも気軽に相談ができ、在宅で看護を受ける方にずっと寄り添う、かかわっていく看護師の方でございます。

また、看取り士につきましては、一般社団法人日本看取り士会により認定をされ、最期を迎えられる方が自然で幸せに旅立つために、御本人や残された方々に最後まで寄り添う方たちというふうに承知をしております。

○2番（竹内善浩君） 今のそのかかりつけ訪問看護師また看取り士、どちらも共通しているのは、在宅の生活を支える人たちで、特に私も訪問看護で働いたときには難病の方、それから高齢者の方、障がい者の方、自宅で、在宅でみとるような形を希望される御家族が多かったです。以前は地域保健法ができるまでは各保健所の保健師が、その地域の御家庭を回り、それぞれの健康や誕生から死までの一通りのプロセスを保健師として訪問でカバーをしていた事実があるのですが、近年においては地域保健法でその役割が保健所から自治体等に少しずつ分担されていったと理解しております。

今回の質問は、一通りに在宅で生活されている方を長きにわたり、また現場の方だとよくわかるのですが、その御本人ではなく御家族や近隣に住む兄弟、お子様、全てが実はこの看護、あるいはみとりというものに関係してくる、そういう立場で看護師や看取り士がかかわるといふこととなります。

きょうの質問は、別府市で訪問看護ステーション、とても重大な役割をするということでも再三この議会で質問させていただきましたが、今の視点から訪問看護ステーション、どのような連携をとっていくようになっていくのでしょうか。お答えください。

○健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えいたします。

地域活動への協力など、必要に応じまして別府市訪問看護ステーション連絡協議会に参加・出席をしております。また、関係部局において医療関係者と介護関係者の関係づくりのために開催されている事例の検討会、交流会、そして医療従事者向けの介護の研修などへの参加を通して理解を深めております。在宅での療養生活を支えるためには、かかりつけ医や訪問看護従事者、介護従事者など、その方を支える医療・福祉・介護の関係者の連携が必要不可欠である、特にかかりつけ医と連携を進める上では、まず医師と関係の近い訪問看護師、その訪問看護従事者となる方たちとの、さらなる関係づくりを推し進めることが重要であるというふうに認識をしております。今後も市民一人一人の生活に寄り添い、在宅生活を支えられるよう、より一層連携を深めてまいりたい、このように考えております。

○2番（竹内善浩君） 訪問看護師も求人を出すけれども、なかなか雇用まで結びつかないというふうに聞いております。

先日、ここ数日前だと思っておりますが、きのう、おととい、NHKのほうで別府市の奨学金の話題が出ておりました。保育士も確かに必要なのですが、この議場で質問させていただいたように看護師も、そのほかの専門職も、やはりこの別府市を支える重要な人たちで

あります。施策に直接関係しないかもしれないのですが、バックアップができるよう市のほうとしても広範囲な考え方で対応していただきたいと要望いたします。

続きまして、3番目の質問に入りたいと思いますが、こちらでも質問において説明を少しさせていただきたいと思います。

アーユルヴェーダ医療というものがあります。これは、とあるホームページで出ているものです。インド・スリランカ伝統医学・アーユルヴェーダ、これは個人といますか、ある会社がつくられているホームページですが、「アーユルヴェーダとは」とあります。この中に「ドーシャ体質診断」とありまして、「ヴァータ」「カパ」、それから「ピッタ」。火と水と風というふうにそれぞれの体質を分けて考えながら、食事や健康や生活を見ていくという伝統医学になります。ちょっと私の髪の毛も、赤いのはヘナという植物を染めたものを髪につけることで、頭皮や髪の毛の健康を装い、中身まで変えていくところまでいくといいなと考えながらやっておりますが、日本でいきますと陰陽五行説、陰陽ですね。それから日本の場合には中国から来ているのですが、木火土金水、この5つの要素、木、火、土、金、水、この5つに分けて同じように体質というわけではないですが、それぞれの因果関係を考えながら健康を維持していく。中国の少林寺あるいは道教というのが中国にはありますが、武道、日本の合気道もそうだ、古武道もそうですが、武道があるのではなくて、健康のために食事や生活、体を鍛える、それから防御していく、受け流す、そういうものの概念で健康というものを考えるのが古来からあるようです。

長くなりましたが、ここで質問に入ります。そのインド、スリランカのほうの伝統医学・アーユルヴェーダ医療、この理解と別府観光地としての支援ということで質問させていただきます。

わかる範囲で構わないのですが、アーユルヴェーダ医療というものを御存じでしょうか。

○健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えいたします。

議員さんより詳しい説明がございましたが、アーユルヴェーダ医療というのは、インド南部、またスリランカの伝統的な医学というふうに承知をしております。1970年代には世界保健機構によりまして、予防医学として認められているところでございます。また、医療としてだけではなく健康保持、そして美容にも用いられているものと承知をしております。

○2番（竹内善浩君） そういうアーユルヴェーダ医療なのですが、この医療、実は先日、ちょっとこの髪をしていただいているところにAPUの関係の方ということで、スリランカ政府から頼まれているのだということで、夏あたりに大分市、別府市に開業されているサロン等のところに実際の聞き取りアンケートということで回られたということで、たまたまその席にいましたので、お話を聞くことができました。

その中で、今が9月ですが、去年も視察に来ましたが、ことしもスリランカ政府のもとで11月ぐらいになるのではないかと、別府のほうに視察に来たい。その視察の目的は、温泉地であること、またアーユルヴェーダ医療としては生活やその人の体質を総合的に見るということで、この温泉地・観光地という別府、大分ではなく別府ということで考えていらっしゃるのだというお話でした。

実際そういう視察の方がこの別府に対して問い合わせをするとしたら、どのような問い合わせ先というか、対応というか、窓口ですかね、どのような問い合わせ先になるのでしょうか。

○健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えいたします。

問い合わせに対しましては、医療や健康増進などに関する内容のときは、健康づくり推進課にてお受けいたしたいと考えております。そして、相手先、目的などの詳細内容を確認させていただいた上で、必要に応じて関係各部署につなぎ対応させていただくことにな

ると考えております。

- 2番(竹内善浩君) 私もまだアーユルヴェーダの一端しか知りませんが、実際九州にも、また本市にも日本人のアーユルヴェーダ医師、またインドの人というのですかね、インドの方の医師、もう日本に入ってきております。それぞれ勉強会等をされているということですので、これからますます別府市としても、そのアーユルヴェーダ医療というものにも敏感になり、対応を考えていただきたいと思います。

ちなみに、10月の半ばだったと思うのですが、私の生まれた石川県金沢市でそのアーユルヴェーダ学会というのがあるそうです。少しずつまた動き出すと思いますので、先ほど言いましたようにフィードバック、先取りでいろいろなもの情報をしっかりと捉えて対応に向けて考えていただきたいと要望したいと思います。

それでは、続きまして第2項目に入りたいと思います。

第2項目は、リハビリ(社会復帰)のまちなもり・ひとまもりということですが、もともと私が最初にリハビリとして働いたのが重度障害者センターというところで、そこには国の機関であります。役割として更生援護施設というふうにありました。外国の場合のリハビリは、犯罪者が社会に戻る、あるいはイギリス革命のときには、住民票、市民票をなくした人を取り戻すということであるのですが、今回はいろいろな意味で社会に戻る、社会の一員となるということで御質問させていただきたいと思います。

では、生活要支援者ということで生活保護受給者の就労の支援として別府市がどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。生活保護を受けていらっしゃる方の就労の現状と、また別府市の取り組みについてお聞きしたいと思います。お答えください。

- ひと・暮らし支援課長(河村昌秀君) お答えいたします。

本市におきましては、就労支援員を3名配置し、ケースワーカーやハローワークとともに、被保護者が生きがいを感じ、地域で生活ができるよう、就労支援を初めさまざまな支援を行っております。多様性を尊重し、個々の状況に応じ、求人情報の提供、職業訓練の紹介、履歴書の記入方法、家庭訪問、模擬面接等を行い、必要に応じハローワークに同行し、求職活動を実施し、就労後もフォローアップを図っております。

- 2番(竹内善浩君) 続いて御質問をさせていただきます。本市の生活保護者に対するケースワーカーの数、これはどのようになっているのでしょうか。お聞かせください。

- ひと・暮らし支援課長(河村昌秀君) お答えいたします。

ケースワーカーの定数は、社会福祉法第16条第1項第2号により、市町村の80世帯に1人を受け持つことが標準数になっております。本市の被保護者世帯数、平成30年7月1日時点で3,217世帯に対しケースワーカーは33名で、標準数には不足が生じています。生活保護制度の適正な運営を確保するためには、今後も引き続き標準数に近づけるよう、関係課との協議を継続し体制強化に努めてまいります。

- 2番(竹内善浩君) 先日、テレビドラマが最終回になったと思うのですが、相談員——生活支援員といいますか——のドラマがあったかと思えます。また、地域包括支援センターやケアマネジャーも1人が担当する数、実際に相談を受ける数というのは、お一人でいくと、担当が1,000人いるとすれば1割で100人、0.5%、その半分で50人。市の場合、この80人を超えて担当されています。実際にテレビで見るように細かな対応が必要などときには時間をかけ、訪問をかけ、またソーシャルワーカー、ワーカーの仕事として必ず記録はその日のうちに残しておかなければいけないということを考えれば、精神的にも肉体的にも時間的にもとても大変な仕事だと理解しております。「頑張ってください」と言うのは簡単かもしれませんが、先ほどの標準数に近づけるという意味をしっかりと執行部の方も受け取っていただき、表だけの数にならないよう、また、そのことで担当者が過負荷な仕事を強いられないように、そういう意味でしっかりと標準数に近づけるような努

力を今後もしていただいき、また、この議会でもその成果の報告をいただきたいと考えております。

質問を戻しますが、生活保護を受けている方、生活保護者はどのような方たちが実際、今受給しているのか、お答えください。

○ひと・くらし支援課長（河村昌秀君） お答えいたします。

障がいや傷病を抱える方、DVや虐待の被害者、ホームレスなど複雑かつさまざまな問題を抱えた方が受給されております。被保護者の環境はそれぞれで、個々別々の問題であり、同じケースの方は存在いたしておりません。

○2番（竹内善浩君） 多様性の社会、もうここ1点に尽きるところだと思います。実際そのような方たちに対して、どのように寄り添って対応しているのか、お答えください。

○ひと・くらし支援課長（河村昌秀君） お答えいたします。

まずは、その実態を正しく把握するように努めております。被保護者の状況によっては、同じお話を繰り返したり、必要な状況もつかみづらいこともしばしばありますが、丁寧にお話を伺うよう努めています。

生活保護の相談というのは、かなり他分野にわたる知識が必要な職務です。それぞれが慎重を要する問題で専門的な知識を必要とし、高度なケースワークの技術が必要となります。そのため、月1回課全体の会議や困難事例には課長、査察指導員等による課内での協議を通し検討、方針を決定し、問題意識の共有を行い、スキルアップを図るべく努めてまいっています。ほかにも被保護者の健康状況をサポートするために、必要に応じ家庭訪問に看護師が同行するなどしております。

○2番（竹内善浩君） 本当に大変な仕事ですし、この部分がないとセーフティーネットと
いいますか、制度として生活を保護し、社会に戻っていただく更生援護の目的がある、とても重要なところだと思います。

実際にそれぞれのケースというのは対応が違うと思うのですが、もしよろしければ成果が上がったような事例があれば教えてください。

○ひと・くらし支援課長（河村昌秀君） お答えいたします。

あるケースでは、傷病の後遺症により施設入所を余儀なくされた方が、障がいのある自分でも何かできる仕事はないかと相談をケースワーカーが受けました。それを就労支援員につないでおります。就労支援員の紹介により、現在、作業所で就職につくことができ、毎月の賃金を得ることや仲間と共同作業をすることでやりがいを感じ、日々の生活に充実感を得ているとの報告を受けております。報告を受けたケースワーカー、就労支援員とも、そのような事例を通じやりがいを感じております。

○2番（竹内善浩君） 今は成功した事例、実際には年数がかかり、時間がかかり、あるいはその人の心を解きほぐして進まないといけないような、そういう事例もあるかと思
います。

質問としましては、ケースワーカー業務を行う上で地域とのかかわりもとても重要になってくると思います。どのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○ひと・くらし支援課長（河村昌秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域との連携なくしてケースワーカー業務は成り立ちません。民生委員協議会との意見交換会等により情報の把握や、地域に正しく制度が理解されるように努めております。これからも民生委員を初め地域包括支援センターのケアマネジャー、病院のソーシャルワーカー等、関係機関とのより一層の協力関係を構築していきます。

○2番（竹内善浩君） テーマに上げているように、ひとまもり・まちまもり、地域とい
いますか、かかわるみんなが、ドラマの中でも身近な方が助けていく、支えていくということになると思います。

引き続き、生活保護を受けているというだけで、周りから、よくわからずに偏見・差別を受ける方もいらっしゃると思います。そういうのも、そういう方たちの周りに対するガードにもなっていくよう努めていただき、引き続き皆さんには標準数になるように努めていただけるよう心からお祈りしますし、また執行部の方にもそのような視点で十分な人事配置を考えていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。それでは、同じ生活要支援者としましての障がい者ということで、就労支援、お伺いしたいと思います。

発達障害と精神障害のある方の就労の難しさを解決できないかと、日ごろ思っております。障がいの特性として限られた人との接触しかできない人、そういう方、閉じこもったままの状態が続くというのがよく知られていますが、就労を始めたとしてもなかなか継続できず、また閉じこもった生活に戻ってしまう、このような、いわゆる一般的なのかもしれませんが、そのような障がいのある方たちへの就労支援は十分にできているのでしょうか。お答えください。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

就労を希望する障がい者に対して一定期間、生産能力等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行う就労移行支援事業所が、市内に7カ所あります。また、就労移行支援事業を利用したが、一般企業への就労に結びつかなかった方が、同様の訓練を継続的に行う就労継続支援事業所が、市内に40カ所ございます。

○2番（竹内善浩君） 今のお話の中で、就労を希望する障がい者を対象とする訓練事業所、これは少なくない数だとは思いますが、やはり閉じこもりぎみな方、就労意欲さえ芽生えない方、そういう方に対しては、市はどのような対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

閉じこもってしまう方には、社会に出るきっかけとして人との出会いがとても大切だと思っております。そこで、信頼できる方との出会いの場として、別府市障害者自立支援協議会に当事者部会を設置しているところでございます。また、就労に結びつくためには多くの市民や事業者が障がいに対する理解を深め、就労に対する合理的配慮を行うことが重要であるため、当課といたしましては、障害のある人もない人もともに生きる共生社会の理解促進に向けた啓発事業を、ともに生きる条例施行以来継続し、また拡大して実施しているところでございます。

○2番（竹内善浩君） いいですね、当事者部会ですかね。実際大分で発達障がいの方の当事者の会、また同じ方が保護者の会、月に1回程度開かれたり、運動・活動をされている方がいます。その方たちのお話を聞くと、やはりお父さんやお母さんたちもいろいろな悩みがあるし、話したいけれども話せない。また、当事者と言われる方も自分の役割ができて、閉じこもりぎみだったのだけれども、少しずつ変わってきたというお話も聞いています。

別府市行政がそのままその形を継ぐというのではなくて、市民がそういう気持ちになり、その気持を支えるために別府市がしっかりと応援していく。そういう一連の形をつくるためにも当事者の方、家族の方、地域の方の連携をより強く進めていっていただきますよう、今後もますます意識をしながら支援、あるいは行政の施策を立てていっていただきたいと思います。この点は要望にしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、この項の3番目、フリースクールと学校教育に見る子どもの教育と支援ということで質問をさせていただきたいと思います。

実際に長期間学校を欠席している、いわゆる不登校と言われる児童生徒はどれくらいいるのですか。

○学校教育課参事（亀川義徳君） お答えいたします。

平成30年9月現在で、小学生は15名、中学生は48名となっております。

- 2番（竹内善浩君） それでは、不登校の子どもさんたちへの支援として、フリースクールなどの子どもたちの居場所づくり、これが各地で行われています。大分市でも数が上がってきていると思いますが、別府市におけるフリースクールなどの状況はどうなっているのでしょうか。

- 学校教育課参事（亀川義徳君） お答えいたします。

別府市内には民間の施設であるフリースクールなどはないものと認識しております。

- 2番（竹内善浩君） フェイスブックでもカミングアウトしていますが、私自身も幼稚園のころから不登校で、このようなフリースクールやいろいろな居場所、あればいいのかなと今振り返るとそう思います。不登校の子どもたちは、多くは孤立しています。また悩みを相談する仲間、友だち、大人がいないです。これは親にも相談できない、あるいは心遣いが深ければ深いほど親には言えないという子どもたちです。子どもたちはひとりで自己解決しようとして行き詰まり、真面目で素直な子、私も不登校です。真面目で素直な子、信頼できる人がそばにいることが大事だと思います。

教育委員会として、居場所づくりのために、どのような対応をされているのでしょうか。お答えください。

- 学校教育課参事（亀川義徳君） お答えいたします。

教育委員会では、総合教育センターの適応指導教室ふれあいルームにおいて児童生徒への学習支援や体験活動を行っております。また、家庭訪問型アウトリーチ支援では、大学生と主任児童委員や民生委員が直接家庭を訪問しております。児童生徒の学習指導者や話し相手、保護者の相談相手となることで家庭の環境づくりを行い、児童生徒がやる気や自信を持ち、目標を持つことができるような支援を目指しております。

- 2番（竹内善浩君） 私もこのことを聞いて、大学生、主任児童委員等がかかわるということでお伺いしております。また、今の説明の中にも民生委員等いろいろ地域の核になる方たちもかかわってくるという、さまざまな人がかかわっています。このかかわりの中で見えた課題を支援するような課題を支援する人々と共有して、子どもたちの困ったこと、その本質を理解できる大人がその地域なり周りにふえてくるのが大事だと思います。

教育委員会としてどのように今のことに対して取り組んでいくのか、お伺いしたいです。

- 学校教育課参事（亀川義徳君） お答えいたします。

当事者の困りや気持ちをよく理解して、一人一人に応じたかかわりをしていくために、支援している大学生や主任児童委員等が情報交換を行う場を持ちたいと思っております。また、困りに応じた対応を広く行うため、アウトリーチ支援員としてさまざまな方に協力をお願いしていきたいと考えております。

あわせてフリースクールにつきましては、関係団体等の動向を注視して、設立等に関する情報収集に努めてまいります。

- 2番（竹内善浩君） ぜひとも進めていただきたいと思います。そして、情報の共有ということで実際の現場の方が知り得たこと、周りの方で共有してどのようにかかわっていけばいいのか、どのようにつくっていけばいいのか。それをまた学校教育の場から離れてコミュニティスクールとか、逆に自治体のそれぞれの庁内の方たちと連携がうまくとれることで、総合的にその子をしっかりと見ることができるのかな。個人情報等の問題はありますが、一つ一つ乗り越えて進めていっていただきたいと要望いたします。

この2番の項は、社会復帰のひとまもり、更生援護のひとまもりとしましたが、実際に社会に戻るため、社会に出るための手助けが必要な方がいます。そこのところは行政としてしっかりと把握し、しっかりとした支えを、また民間の活動も必要になりますので、民間の方をたきつけるような、それぐらいの勢いで行政としての公務を執行していただきたい

いと深く要望いたします。

それでは、3番目に入ります。生活保障のひとまもり・まちまもりです。

まずは、パートナーズ婚の理解と展開ということで御質問いたします。

再三この議場で質問いたしますが、人権問題は偏見からできていると思います。偏見をなくして差別を受けている人たちを助けるにはどうしたらよいか、担当課のお考えをお聞かせください。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

偏見をなくすためには、差別を受けている方々のことを正しく理解していただくことが必要と思います。啓発に努め、市民の中に理解者をふやしていくことが、差別を受けている方々を助けることにつながると考えております。

○2番（竹内善浩君） 同性婚、事実婚をしている人たちも、偏見から起きる差別を受けていると思いますではなくて、実際にそう聞いております。またこの人たち、この方たちは一緒に住んでいるのに財産が分与されないなどの不利益や、パートナーに対する医療行為の同意、がんの告知等受けることができないなどの不便が生じています。パートナーズ婚の認定につなげることはできないのでしょうか。お答えください。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

不利益や不便が生じないようにするためには、法律や制度の壁があると認識しております。今後、他市の状況を注視してまいりたいと思います。

○2番（竹内善浩君） 同性同士など法律上結婚のできない人たちのために、東京都の渋谷区などの自治体でパートナーシップ証明書という証明書の発行などの手段が講じられてきました。また、民間団体ではさらにその枠を広げ、何らかの事情により結婚できない人たちのためのパートナーズ婚の認定書というものを発行しているところがあります。別府市のお考えを、再度お聞きしたいと思います。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

パートナーシップ証明書などの発行は、LGBTの方が対象となっており、平成30年度現在全国で9つの自治体が実施しています。パートナーズ婚は、事情により婚姻ができない全ての日本の方が対象であり、対象となる範囲が広がるために、パートナーシップ制度より実施の難易度は高いと認識しております。

別府市としましては、多文化共生のまちとして文化の違いや生き方の多様性を市民に啓発し、理解していただけるよう努力してまいります。また、当事者の皆様の支援に努めることが大切と考えております。

○2番（竹内善浩君） 質問自体が少し難しくなりましたが、同性の方の結婚を認めるのを「パートナーズシップ」と言います。障がい者の方や年金受給者の方や、そのほか籍を入れることを実際に行わない事実婚の方たちを支えるのが、「パートナーズ婚」と言います。実際聞き取りの中でも、お話の中でも、まずパートナーズシップという全国の自治体でしているところから始めるのはというお話もあったのですが、私としては、障がい者の方たちと、あるいは発達障がいの成人の方たちとお話をする上で、これから先にこの別府市が住みよいところ、生活しやすいところということであれば、法的根拠はないのですが、周りの方が認めてくれる。実際の話があるのですが、医療としてがんの告知、法律的にはお話しできません、また親戚の方以外にはお話しできませんという状況であっても、御本人が一筆をちゃんと書かれていて、なおかつその証明書を持ってすれば、そういうながんの告知の立ち会いもできることになっていくと考えております。そういう意味ではこの別府市、パートナーシップ証明書、認定書ではなくて、パートナーズ婚をフィードフォワードとして念頭に置きながら目の前のハードルを一つ一つ越えていっていただきたいと思いますと考えております。

本日の質問は、パートナーズ婚の認定書に云々ではなくて、実際にその当事者、その皆様が困難を抱えている。その当事者の皆様にどのような寄り添いがこの別府市としてできるのかお聞きしたいと思います。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

本課で人権の問題で御相談があった場合は、内容を詳しくお伺いして対応しております。LGBTの皆様から相談があった場合も同様に、当事者の皆様が安心してお話ししていただけるよう、皆様のお悩みや困り事を関係課や当事者団体と関係機関と連携しながら、少しでも手立てとなる方法を一緒に考え、支援に努めます。

また、本課や市民課ではレインボーフラッグを掲げています。一人でも多くの市民の方に当事者の皆様のまずは理解者や支援者になっていただけるよう啓発に努め、市民の皆様の人権を守ることに努めてまいります。

○2番（竹内善浩君） 引き続き人権という視点で、同性婚の方や事実婚の方に寄り添いながら支えていっていただきたいと思います。まだまだ数は少なく、子どもたちの閉じこもりと同じで、一步踏み出すのに勇気が要る。また、実際に今の生活でいいやと考えている方もいる。ですけれども、これから先は必ずそういう多種多様な人たちがこの別府市に住みたくなる、そのまちづくりのためにも進めていっていただきたいと考えております。

パートナーズ婚、しっかりと先を見据えてこの言葉と意味、また別府市での落とし所を今後検討していただきたいと思います。今後の別府市のために必要なことだと私は感じています。しっかりと事業の展開も含め御検討ください。要望いたします。

さて、今の1、2、3の大きな問題は、ひとまもり・まちまもりということでした。先ほど言いましたように、別府市行政としましては、執行部の皆様としましては、法律や制度や条例を適確に守り、市民のために尽くしていくということになりますが、市民のほうとしては、やはり生活の感覚としてはギャップが出てくる。今までは私、寄り添うことが必要だというふうに考えました。実際に寄り添うような活動もしてまいりました。ただ、先ほどの看取り士会等研修を含めて、ここ1週間で私の耳に入ってきたのは、守られると安心・安全で次に行ける。聞き取りの中でもある課長の方がおっしゃっていたのが、「あなたの仕事は何ですか、何のためにしているのですか」とお聞きしたら、「家族を守るためだ」。市民の方も同じではないでしょうか。守られるから、だからみんな笑える、だから元気が出る、だから自分たちも動ける、一步出せる。では、誰に守られているのか。別府市の執行部の方たちでしょう、きっと。ですから、ひとまもり・まちまもりというのは、どれだけ市民の方を守るのか。その笑顔が移住してきたい、老後またこの別府に住みたいという人たちの気持ちを動かしていくのではないのでしょうか。

今回はこの上の3つの質問、ひとまもり・まちまもりの質問はそういう意図で質問をさせていただきました。この中で、なかなか質問しにくい事項がありました。1つの課の1つの事業では済まないことが多かったです。きょうのこの質問を機にさせていただいて、各部の中で、各課の中でそれぞれほかとの連携や事業を越えたアイデア、発想、協力、協働ができないか、改めてもう一度考えていただき、人を守り、まちを守っていただきたいと思います。

残りの4番目の質問をしたいと思います。実際に別府市がいろんなツール、道具を持っています。こちらにあるのが「べっぴよんの部屋」。市民の方たちで……、失礼いたしました、ちょっと行き違いがありまして、「べっぴよんの部屋」というのがあります。質問は1つ飛んでしまいましたので、その後にもまたお伺いしたいと思います。が、「べっぴよんの部屋」、このべっぴよんのデザインを使用するためには、参考となるこの「べっぴよんの部屋」のイラストですね、これを使うのに参考になるスタイルガイドというものがあると思うのですが、それに掲載されている現在のデザインの数、この中에서도見られると思うのですが、

そのデザインの数は何種類あるでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

顔の表情のみのデザインを合わせると約 70 種類のデザインがございます。その際、著作権表記として「©」に続き、同じくローマ字で「Team Beppyon」の記載が必要となります。

○2番（竹内善浩君） それでは、そのようなデザインイラストですが、べっぴよんのデザインを無償で使用するということはできるのでしょうか。できるとすれば、どのような方たちでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

別府市宣伝部長べっぴよんの使用に関する要綱に記載しておりますが、営利を目的とする別府市内で1年以上営業を続けているもの、営利を主たる目的とせず、別府市内で活動している団体、別府市内に住所を有する個人、以上に該当するものについては、デザイン等の使用料について無償となっております。

また、該当しないものについても、営利を目的とせず、かつデザイン等の使用が別府市の広報・広告宣伝につながると認められる場合は、別途個人にデザイン等の著作権者との協議及び合意の上、使用料を無償とすることができることになっております。

○2番（竹内善浩君） 条件はあるとしても、その使用料を無償で使うことができる。では、そのべっぴよんのデザインですね、使用したいときにはどこに申請すればよいかお答えください。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

別府市の観光のホームページでは、お問い合わせ先として業務の委託業者が記載されておりますが、観光課においてもお受けすることができます。

○2番（竹内善浩君） 先ほどもちょっと見ていただいたのですが、べっぴよんのデザインを使用するに当たり、それに関する要綱等がわかりにくい方がいた場合は、よくわからない。そういう場合は観光課で相談を受けることができるのでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

観光課でも御相談をお受けさせていただきまして、委託先の業者を御案内させていただきます。

○2番（竹内善浩君） 現在、べっぴよんのデザインを活用した商品などはあるのでしょうか。また、物品だけではなくて、例えばLINE、今はやりのLINEのスタンプなど、スマートフォンのアプリケーションなどにもスタンプとして使用することは可能なのでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

お土産やグッズなどの物品の製造だけでなく、例えば申請者のホームページでの使用についての申請もございます。この場合におきましても、申請がございましたら、内容についてタツノコプロに確認をさせていただき、要綱に基づき使用についての判断をさせていただくことになります。

○2番（竹内善浩君） 単純にお答えいただければいいと思うのですが、高校生あるいは大学生が、使用に関する要綱に基づいて正しい申請といたしますか、要綱に基づいてべっぴよんのデザイン、これの使用申請をした事例というのは過去にあるのでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

過去3年間において、5件ございました。

○2番（竹内善浩君） べっぴよんですね、これも観光課の方、いろいろ使われると思うのですが、まだまだ目にしているのかな。別府市が仕掛ける必要はないのかな。今言いましたように、高校生、大学生とか、あるいは一般の方でももっと使えるのだとわかれば、ま

た使い方が、こんな使い方がありますよというのがわかれば、より一層このべっぴょんというのが目にされる。目にされれば、市としてはそれをプロモートするというよりは見守っていけばいいのではないかと、そういうふうに考えます。ぜひともこのべっぴょんの拡大というのは個人的には認めます。これからは観光課を中心にこのべっぴょん、見守っていったらいいと思います。

それでは、質問、先ほどに戻りたいと思いますので、1つ飛ばしてしまいました。質問は、共同墓地と共同納骨堂の理解と確保ということですが、共同納骨堂についてお答えください。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

別府市の納骨堂経営に対する役割について、お話しさせていただきます。

納骨堂の経営におきまして、墓地埋葬等に関する法律施行規則に基づき経営許可申請があれば、基準に沿って審査を行い、全ての基準を満たせば許可を出しております。

まず事前審査といたしまして、都市計画法や農地法等の法令や法規による許可の有無の確認等を行います。その後、本申請を提出していただきます。主に経営主体、設置場所、納骨堂の構造等の審査をいたしますが、その他状況に応じまして地元の同意等が必要となる場合がございます。

○2番（竹内善浩君） 審査等の申請を受けるということによろしいですかね。はい。

それでは、共同墓地についてお答えください。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

別府市の市営墓地の申し込みにつきまして、簡単に説明させていただきます。

市営墓地は5カ所あり、その市営墓地の使用については、毎年11月に公募を行って、12月の抽せん会で使用者等を決定いたしております。

申し込みの手続きでございますが、市営墓地の使用を希望する方は、応募用紙に希望する墓地区画の番号を記入して環境課へ提出していただきます。申し込み期間は約2週間を設けております。申し込みができる条件といたしましては、まず別府市に住民登録をしている方、現在市営墓地の使用許可を受けた者が同一世帯にいない方、納骨するお骨がある方、当選後1年以内に墓碑を建てられる方、過去5年間において市営墓地に当選したことがない方、これら全てに該当する方が申し込みできます。

公募数につきましてですが、平成27年度は29区画、平成28年度は29区画、平成29年度は同じく29区画を公募いたしております。

○2番（竹内善浩君） 今御説明がありましたように、市報に載りますが、まず市民でないといけない。もともとこの質問は移住したいという高齢者の方だったのですけれども、今のお話でわかりましたように、まず市民になることが第1番。その情報としては市報やホームページ等に載っているもので、常にその情報を把握するということが了解いたしました。このお墓の問題で移住地を決める方たちもいますので、しっかりと措置に向けての広報といえますか、活動を意識していただきたいと思います。この項の質問は、これで終わりたいと思います。

それでは、緊急医療情報キットの拡大利用ということで、緊急医療情報キットのツールということですが。

聞き取りの中で、実際ここでも何回か御質問させていただいているのですが、とても有効なツールだと思います。やはり緊急時の有効なツールとして活用していただくためには、さらなる協力者も必要だと思います。地域の協力とともに高齢者にまつわる関係者も協力できるような制度となるよう、今後とも検討したいところでありますが、またツールとしては中身の精査、見直しも必要になってくると考えます。緊急医療情報シートに、中のシートに記載されている情報が緊急時に役立つ場面としては、主に救急搬送時の救急隊の対応、

まず家族等への緊急連絡先の情報であったり、医療機関向けにはかかりつけ医や服薬の情報となると思います。そういう意味ではこの情報を取り扱う関係者との意見交換を行い、利用者が駆け込みやすく、関係者に対しても必要最小限の内容を加えることができるような見直し検討、また、より普及しやすいものに発展させられればいいなと考えますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

緊急医療情報キットにつきましては、民生委員さんの御協力もいただき、毎年設置対象者の調査をしているところでございますけれども、御提案いただいておりますような関係各所への協力依頼を含め、緊急医療情報キットが有効に活用される方法について、今後とも検討してまいりたいと考えておりますが、基本的には御本人も含めまして、地域との日ごろからのコミュニケーションが緊急時には大変重要になると考えておまして、引き続き民生委員さんと連携を図っていきたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） ありがとうございます。時間も来ましたので、Fix My Streetについては、要望としまして、このアプリ、使うためには市職員から始めるのがいかがかと思います。また改めて質問したいと思います。

本日の質問は、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○11番（荒金卓雄君） 通告どおりの順番で質問いたします。

9月は、9月17日の敬老の日を挟みまして、9月15日からあす21日までが敬老週間ということになっております。戦後といっても、もう73年、平成が来年には区切りをつけるわけですが、その中で日本の平和と反映のために担ってこられた皆さんに改めて敬意を表するところであります。

それで、まず別府市の現在の高齢化率、また、それに関連して65歳以上の人口、さらに70歳以上の人口と割合、また65歳以上の高齢者で単身世帯の数、これはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

本年8月末現在で申しますと、人口の11万7,749人に対しまして、65歳以上の人口が3万9,196人で、割合では33.29%、また70歳以上の人口が2万9,681人で25.21%となっており、65歳以上の単身世帯は平成28年度調査分ですが、6,867世帯となっておりまして、平成27年度当初65歳以上の高齢者人口と比較しますと、17.85%が単身世帯でありました。直近の単身者世帯につきましては、現在調査中でございます。

○11番（荒金卓雄君） 私もいろんな市民の方からの御相談を受けると、どうしても高齢者からの御相談が多いわけです。それで、御高齢者のそういう御質問の中から日常生活の支援に関して、きょうは何点か御質問をいたします。

まず、緊急通報システムについてですね。これは私も議事録で少しさかのぼって調べましたが、平成3年度、平成4年の1月からこれは実施、スタートして、もう実に26年も継続になっております。

それで、まず過去5年間の利用者数の推移と利用者の内訳、これはどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

利用者数の推移につきましては、従来よりタクシー会社に委託をしております据え置き型が、平成25年度964人、平成26年度895人、平成27年度845人、平成28年度は772人、平成29年度は716人、平成30年度は8月末現在で695人となっており、年々微減の傾向となってきた状況でございます。

利用者の男女別、年齢別内訳につきましては、平成29年度以前につきましては、データの内訳がないためお答えできませんが、平成29年度は男性が91人、女性が625人で、平成30年8月末現在で男性が90人、女性が605人となっております。また年齢構成につ

今考えているのがあればお聞きしたいと思います。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

本事業につきましては、平成12年に改めて実施要綱を制定し、その後2度ほどの改正を行い、現在に至っておりますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、利用者数については年々減少している部分もあり、それに伴い出動件数も減少しておりますが、施設入所なども含めて高齢者を取り巻く状況の変化がその要因と考えられます。日ごろ民生委員さん方に地域での活動をいただいている中で、制度の周知についても連携を図っていきたいと考えております。また、県下18市町村でも同様の事業を行っておりますので、今後とも他市の状況も踏まえながら、時代のニーズに沿った見直しについて調査研究していきたいと考えております。

○11番（荒金卓雄君） では、次の項に行きます。別府市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業というのがあります。私の友人の母親が93歳でひとり住まいなのですけれども、実はこの5月、6月とその友人の家族が海外に実はおりまして、そのひとり親のお母さんが心配だと。もちろん1人で調理をして火を扱うというようなことはさせたくない。それで施設にも入れたいという、そういう御相談の中でいわゆる金銭管理ですとか、またいろんなそういう福祉サービスをどういうふうにするか、その高齢のお母さんが1人でできるのかどうかというようなことで御相談を受けたときに、別府市の社協の日常生活自立支援事業というものの説明を受けることがあったのですが、改めてどのような内容なのか御説明をお願いします。

○福祉政策課長（安藤紀文君） お答えいたします。

この事業は、大分県が大分県社会福祉協議会に助成し、各市町村社会福祉協議会が受託している事業であります。対象者は認知症高齢者、知的障害、精神障害がある方などのうち、判断能力が十分でない方、そして日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方が対象となります。

具体的な内容としては、日常的なお金の出し入れや通帳・印鑑など大切な書類のお預かりを初め福祉サービスの利用や生活上の契約の支援など、そういうサービスを有料で行う事業であります。

○11番（荒金卓雄君） では、この事業の過去5年間の利用者の人数、この推移はどうか。

○福祉政策課長（安藤紀文君） お答えいたします。

この5年間の利用者の推移でありますけれども、平成25年度62人、26年度61人、27年度49人、28年度40人、29年度35人、30年度は、これは8月末現在でありますけれども、36人となっております。また、利用者の年齢としては60歳以上、特に80歳代が多く、男女別では女性が大半であります。

○11番（荒金卓雄君） ここの内訳として、年齢の中では80代の方、また女性が大半という、さっきの緊急通報システムと通じるような分析でおもしろいなと思いました。

課長の今の説明で、対象者となるのは認知症高齢者また知的障害、精神障害のある方など判断能力が十分でない方ということになってはいますが、そういう可能性のある御高齢の方、特に認知症の認定というか、診断を受けている方なんか、そういう潜在対象者になってくるのではないかと思うのですが、市内で今そういう認知症の高齢者という人数の把握はございますか。

○福祉政策課長（安藤紀文君） お答えいたします。

別府市における認知症状が見られる高齢者数につきましては、要介護認定情報に基づく調査資料から集計すると、平成29年度末現在4,271人、65歳以上の介護保険被保険者に占める割合としては11.0%であります。これはあくまでも介護認定情報の数値です。

ので、それ以上の人数になると推定されます。

- 11 番（荒金卓雄君） いわゆる潜在対象者と思われる方が 4,200 名以上いらっしゃるわけですが、実際の利用者、これは 40 名、30 名台ということですね。

私ね、この日常生活自立支援というのを最初に聞いたとき、成年後見人制度とどう違うのかなという疑問がありました。こういう成年後見人制度というのもやはり高齢者福祉課等で取り扱うというか、案内のチラシ等がありますけれども、この 2 つの制度の使い分けというか、相違はどのようなところですか。

- 福祉政策課長（安藤紀文君） お答えいたします。

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に関して判断能力はあるものの、その判断に不安がある人に対し相談、必要な援助や情報提供を行う事業であり、別府市社会福祉協議会が大分県からの受託により行っております。

一方、成年後見人制度は、住居の確保や施設への入所契約、治療・入院等の医療に関する契約といった生活支援や財産管理に関する法律行為全般を行う事業でありまして、家族、親族や司法書士、弁護士、社会福祉士等が担っております。

なお、日常生活自立支援事業の利用者であっても、判断能力がないとされる場合は、成年後見人制度への移行が必要となります。

- 11 番（荒金卓雄君） 私も、先ほど申し上げました友人のお母さんに立ち会って、社協の職員の方と少しやりとりをさせていただきました。一番思うのは、ちょっとかかる期間、最終的な契約の手続が終了したところまで到達する期間が、私は 5 月の半ばぐらいでそういうお話を聞いて、実際は 6 月 11 日、6 月の半ばぐらいから職員の方が見えて、こうこう、こういう契約内容です、また、こういうプランですというお話が進む中で、契約完了が 7 月の初旬でした。ですから、長く見れば 2 カ月弱かかったわけですが、どうしてもこのくらい必要なかどうか、その辺、今短縮化してもうちょっとスピーディーにいく工夫はないのか。その辺はいかがですか。

- 福祉政策課長（安藤紀文君） お答えいたします。

日常生活自立支援事業は、国の定める実施要領に基づき、全国統一基準で実施しております。具体的な手続としましては、契約までの間に訪問調査、契約締結の意思確認、医療福祉利用施設への意見聴取、大分県社会福祉協議会の審査会、援助内容などを定めた支援計画の作成後、さらに再度契約締結の意思確認が必要となります。この手続を進めるためには、本人と専門員との信頼関係の醸成が必要であり、親族や知人から財産侵害が疑われる緊急案件などについては、行政、地域包括支援センター、民生委員との連携を図り対応することも必要となります。そのため平成 29 年度の全国利用状況調査によりますと、初回面接から契約までに要した期間は、1 カ月以上 3 カ月未満が 49.9%、3 カ月以上 6 カ月未満が 23.1%と相当期間を要しておりまして、慎重な財産管理事務の重要性がうかがえます。

しかしながら、議員御指摘の手続の簡素化等につきましては、システム導入による事務手続や関係者間の情報共有による効率化を図ることにより、契約締結までの短縮化と使い勝手のよい事業になるよう、別府市社会福祉協議会と十分協議して利用者の利便性の向上を図っていきたくと考えております。

- 11 番（荒金卓雄君） おっしゃったように非常に通帳を預かったり、実印を預かったりして、これで例えば月に必要な金額があれば、その方が銀行に行って本人の代理ということでお金をおろすというような、そういうものまでありますから、簡単にスピードアップということは言えませんが、もう少し工夫のしようを考えていただければというふうに思います。

では、この項を終了いたします。

次に、買い物弱者支援サービスについてです。

最近もマルショク鶴見店が閉店になりました。その地域の買い物、日常食品、また日用品の買い物に非常に困るということで、私も近くの方から伺いました。しかし、これはもう市内でも、そういう中規模のスーパーが閉店して困っているという状態が出ております。そういう中で、いわゆる買い物弱者の支援がいろんな市町村で行われている、またいろんな事業主が、小規模事業主が買い物代行とかいう形で取り組もうとしています。代表的なのは、今別府市でも行っております高齢者への配食サービス、これが当たるのではないかと思います。改めてこの配食高齢者サービスの概要について説明をお願いします。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

高齢者向けの配食サービスにつきましては、平成12年4月に要綱を制定しまして、高齢者の健康保持及び孤独感の解消並びに安否確認の充実を図ることで高齢者の福祉増進に資することを目的として実施しております。

本事業の内容としましては、市が民間事業者5社、社会福祉法人1社の6事業者に配食業務を委託し、市の委託を受けた事業者が定期的に居宅を訪問して栄養のバランスがとれた昼食を提供するとともに、安否確認を行っていただいております。

本事業の対象者は、別府市内に住所を有し居宅生活を営む65歳以上で調理が困難なひとり暮らしの方、または対象者以外の世帯員のいずれもが60歳以上であり、かつ世帯員の1人が長期にわたり寝たきりの状態にあると認められる世帯に属する場合、または対象者以外の世帯員のいずれもが調理及び外出が困難な状態にあると認められる高齢者や心身障がい者等である世帯に属する場合となります。

あわせて所得につきましては、世帯の公的年金等の給付額とその他総所得金額の合計額が140万円及び60万円に世帯員数を乗じた額より少ないことが利用の条件となります。

申請につきましては、指定居宅介護支援事業者または地域包括支援センターに、高齢者配食サービス利用審査票等の書類を作成していただく必要がございますので、ケアマネジャーさん、または地域包括支援センターにお問い合わせいただき申請していただく流れとなっております。

○11番（荒金卓雄君） この配食サービスは、買い物弱者の支援という側面もあれば、今、課長がおっしゃったような栄養のバランスがとれた昼食、または安否確認、こういう側面もありますし、また所得制限があったり、少し福祉サービスという度合いが強いのだと思います。それで利用者も年々、約360名、350名台ということで伺いました。しかし、今後求められてくるこの買い物弱者の支援というのは、今まで近くにあったお店がなくなったから、次に近いところまで歩いていくのは大変だ、またカートを引っ張っていくのが大変だというような中で、例えば何千円、二、三千円以上買ってくればお店が配達してくれるというような制度も、制度というか、仕組みも出てきております。また、いわゆる買い物代行ということで、例えば蛍光灯が切れた、蛍光灯が欲しいのだと、またトイレトーパー、そういうようなものが日常的に欠けてきますね。そういうものを、買物を依頼する業者があればそこに頼んで、若干の手数料はもちろん発生しますが、やってもらうというようなことも動きがあるようです。

これを私、少し調べたのですが、いわゆる買い物弱者というのは高齢者に限りません。障がいのある方、また妊産婦の方、簡単に動きがたい、また車のない方ももちろんであります。国のほうでも例えば総務省などがいわゆる移動販売、山間地なんかにお店がないということで、軽トラックに生鮮から食品、日用品を積んで行くのがありますけれども、その営業許可の手の簡素化、これは1つの県内でありながらも市町村が異なると、それぞれで手続をとらないといけなかった。だけれども、それは同じ業者がコンスタントにサービスをしているのなら、どこかで1カ所とれば、もうほかのところは省いてもいいのでは

ないとか、また食品なんかを扱うときに流水式手洗い設備、いわゆる水道的に洗ったり、また商品を洗ったりというようなことの設備が義務づけられていたけれども、今、食品を売るといっても、もう初めからパックに入った、ビニール袋に入ったやつで、それを買っていただく。だから実際に生物に手を触れて衛生的に問題があるかもというようなことが少なくなっているというようなことで、そういう流水式手洗い設備の義務づけを緩和するというようなことが、総務省と厚生労働省、こういうところが連携して、買い物移動販売の支援をバックアップしようとしているというような動きがありまして、こんな横断的な動きを考えますと、別府市としても、さっき申し上げたような買い物代行的な動きを、業務をやっている業者、これの情報をそういう買い物に困っている弱者の皆さんに情報として提供する。そういう資源マップとしてどここの町にどういう業者ができていますよ、そこに当たってみてくださいと、こういう情報を提供するという形でも、私は立派な買い物弱者の支援になってくると思います。

これは、なかなかすぐの答弁は難しいと思います。ですから、どこかの部署が単独で頭を悩ませるというだけではなくて、市役所を横断的に福祉保健部また経済産業部、こういうところがもう少し知恵を出し合ってやっていただくということをお願いして、この項を終了いたします。

続きまして、別府市地域福祉計画についてお尋ねします。

今年の3月に、別府市も別府市地域福祉計画を策定しました。これは全国的に国、県それぞれがそれなりの基本方針を出してくる中で各市町村、策定してきているわけですが、ことしの3月に策定をしたこの計画の、策定したというまず背景ですね、別府市独自のそういう背景をまず御説明ください。

○福祉政策課参事（寺山真次君） お答えいたします。

少子高齢化による人口減少社会の到来、核家族化、高齢者世帯の増加や地域コミュニティの希薄化により、人と人とのつながり・きずなが弱まり、お互いの顔が見えにくい状況が広がっております。このような社会を背景に、さまざまな生活課題や社会課題も多様化・複雑化しております。

今回、地域福祉計画の策定に当たり、市民の声を反映させるためアンケート調査を実施いたしました。その結果として、困り事への相談は市役所などの行政機関が6割であり、地域での相談割合は低く、自治会などが主催する地域活動への参加状況も2割となっており、地域活動へ実際に参加している人の割合も低くなっております。一方、「自分の住んでいる地域の人と協力し合いたい、つき合いを大切にしたい」が8割、「困り事を抱える人から助けを求められたら対応したい」が6割以上となっており、地域活動への参加を希望する人の割合が高くなっていることから、地域福祉への期待の高さが見受けられました。

このように地域住民などが支え合い、つながりを大切に、誰もが安心して暮らしていくことのできる社会をつくっていくことを目指して、今回、地域福祉計画の策定に至った次第であります。

○11番（荒金卓雄君） 今、この策定に至った目指しているところということで、「誰もが安心して暮らしていくことができる社会」という文言がありました。もちろん誰もが安心して暮らしていけるということは、単純に悩み事がないとか困り事がないとか、そういうユートピア的なものではないわけで、現実の生々しい困り事、悩み事を、あそこに相談に行けば市のいろんな福祉サービスを利用して解決ができるよというようなつなぎといいますか、相談の窓口をしっかりと立てることだと私は思うのです。これは市の部署でも高齢者福祉課、子育て支援課、また、ひと・くらし支援課、そういう部署、分けて行っているわけですが、最近、最近というより今の時代、個人が抱えている問題、またその家族が抱えている問題がさまざま、複合化して生活課題、社会課題というものが多様化して

きています。

実は先日、ちょっと聞いたのですけれども、ある家の息子さんが大学生のときに学生納付特例を受けていて、2年間国民健康保険の免除を受けていた。それが通常卒業して就職すれば後追いといいますか、納付が始まるのが望ましいわけですがけれども、なかなかそれが始まらないということで、保険事務所の職員の方が来て、実はこうこう、お宅の息子さんは学生時代、納付特例で免除されていたけれども、卒業後、まだそれがスムーズに納付されていませんと。実はこうこう、こういう手続をすればできるのですよという、そういう親切な、親切なというか、そこまでやってきているのが今行政ですけれども、だからといって二つ返事で、ああ、わかりました。では、すぐ納付しましょうとは、多くの家庭、簡単にはいかない。その納付がおくれる理由がやっぱりあるわけです。もしかしてまだ、卒業したけれども、就職が半年で、例えば失業したかもしれない。また、引きこもりという問題があるかもしれない。また、家族の中に介護が必要で、なかなかそちらのほうに費用がかかって年金の支払い、保険料の支払いに行くことはできないというような、こういう背景があるのだけれども、今の縦割りというところちょっと、言葉が余りよくないかもしれませんが、自分の担当、自分の解決課題はこれだということで職員の方が自分のサービスを提供しようとしても、それだけではまだ解決できない問題がある。

最近よく言われるダブルケアというのがあります。子育てと介護を同時に行う。ここに子育ての方だけが行って話す、また介護の方だけが行って話しても、トータルの解決というのはなかなか難しいわけですね。その辺が生活課題や社会課題が多様化しているということになっているのだと思います。そういうのに対して今回のこの地域福祉計画というのが、将来を見据えて私は出てきているのではないかと思います。これまでも例えば子ども・子育て支援事業計画とか障害者計画とか、それぞれ単独の計画ももちろんありますし、今後も継続していくわけですがけれども、それとこの地域福祉計画の関係性、これはどうふうに考えていますか。

○福祉政策課参事（寺山真次君） お答えいたします。

本市において他の福祉部門の計画は、先ほど議員おっしゃったように子ども・子育て支援事業計画や障害者計画など、合わせて6計画ほどございます。地域福祉計画は、これらの計画を地域や生活といった視点で横断的にまとめ総合化しており、地域福祉に必要な考え方や方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていく位置づけとして策定し、その整合性を図っております。

また、社会福祉法第109条に規定されております別府市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とともに地域で支え合う仕組みを構築し、市民の地域福祉活動の創出や活動の活性化を図るなど、実効性を高める計画としても策定をしております。

○11番（荒金卓雄君） この基本計画、私もよく読ませていただきましたけれども、この中で新たな時代に対応した福祉の提供体制の検討が必要ということで、この計画の基本目標の1に上げられています包括的な相談支援体制の構築というのがあります。なかなか言葉ではわかったような気になっても、難しいところがありますけれども、どのような組み立てを考えているのか、少し具体的に説明をいただければと思います。

○福祉政策課参事（寺山真次君） お答えいたします。

地域福祉政策を推進していくためには、包括的な相談支援体制の構築、いわゆるみんなの困り事を受けとめ、人や情報がつながる地域づくりの取り組みがまず必要であると考えております。この取り組みにつきましては、県が今年度さまざまな課題の解決につながる担い手を養成するため、地域力強化推進員と相談支援包括化推進員を配置する研修会を実施しております。本市からも別府市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所からの協力をいただき、地域力強化推進員に5名、相談支援包括化推進

員に6名の、合わせて11名の方がこの研修会に参加しております。この担い手の養成により、さまざまな相談を受け、それぞれの内容により専門的な機関につなぐことで、困っている人が福祉サービスを受けられる体制づくりを目指していきたいと考えております。

- 11番（荒金卓雄君） そうですね、必要なサービスを求めている方に適切なサービスをつなげていける、こういう相談支援員が必要であり、そのための今回、呼び名としては「相談支援包括化推進員」という名前の新しい役割だと思いますが、もう少しこの推進員の、どのような役割なのか御説明をお願いします。

- 福祉政策課参事（寺山真次君） お答えいたします。

相談支援包括化推進員は、1つの相談機関で解決できない複合的な課題を抱える相談ケースについて、それぞれの課題を把握し支援プランを作成します。その上で対象となる相談支援機関などと連絡調整を行い、支援の実施状況の把握や支援内容に関する指導・助言を行うなどの役割を担うことになっております。

- 11番（荒金卓雄君） 相談を受けた、この相談支援包括化推進員という方が相談を受けて、さまざまな複合したいろんな機関に関係する課題だというふうに捉えたときに、それをまずはしっかり課題の把握・整理ですね、それをやって、またそれを、そこからどういうステップで、どういう手順で最終的な解決まで走るか、ゴールを目指すかという、そういうプランを立てていくというようなステップをしながら、それぞれの実際の相談部署と調整をして、これに最後までついていくということが私は大事だと思うのですよ。

よく言われます、「困った方に寄り添う」という言い方をしますが、私はもうちょっと言い方を変えると、いわゆる伴走する、一緒に走る。相談者も疲れるのです。問題解決までに長期化する、またこの人とも会わぬといかぬのか、この場所にもまた行かぬと悪いのか、また同じ話をしないといけない。困っている方も切実ではありますが、やはりその相談の過程で気がなえたり、もういいや、どうにでもなれと、こういう、極端に言えばなりかねない。私は、だからそれがまだ1つの部署だけなら辛抱して通って、そこで人間関係ができて何とか解決にという可能性は高いと思いますけれども、複合化してくればくほど、一緒に付き添っているその相談支援包括化推進員の人間力といたしますか、辛抱といたしますか、それが相当ないと本来の解決はなかなか難しいのではないかと。これはもう、どんな方がそういう立場になっても困難です。また研修を受けたからといって、では、あしたから大丈夫だという、こんなことではもちろんありません。

福祉の分野というのは、そういう制度の部分と、また専門知識の部分、それに加えてそこに携わっている職員の方の人間力が大いに大事なところですので、その辺をしっかり人材の養成をして、この地域福祉計画を実りがあるものにしていただきたいということをお願いいたします。

次に、「おおいた大茶会」と別府市の取り組みについてお尋ねします。

つい先日、テレビでも報道がありました。今回の「おおいた大茶会」に皇太子、また同妃両殿下が御来県をするという、これは国民的な催しということになっております。大分県でも来月の10月6日から11月25日までの約1カ月半ですね、長期間にわたって第33回の国民文化祭、第18回の全国障害者芸術・文化祭というのが開催されますが、まずはこの国民文化祭とはどういうものなのか、また全国障害者芸術・文化祭とはどういうものなのか、この御説明をお願いします。

- 文化国際課参事（平原 悟君） お答えいたします。

国民文化祭についてですが、全国各地で行われている各種の文化活動を全国的規模で発表、表演、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを目的として、昭和61年度から毎年各都道府県で開催されている国内最大の文化の祭典です。

次に、全国障害者芸術・文化祭は、芸術及び文化活動の発表、交流の場を提供することにより、障がい者の創造性を高め社会参加を促進するとともに、国民及び県民に障害に対する理解と認識を深めていただくことを目的に、平成13年から毎年全国で開催されている国内最大の障がい者芸術文化の祭典です。

- 11番（荒金卓雄君） いわゆる国体、国民体育大会などは我々も、何と申しますか、熱く見守る意識がありましたけれども、なかなか国民文化祭等は少し熱の上がりようが難しいのかなというふうには思います。

しかし、今回大分は「おおいた大茶会」というテーマを掲げて県下160余りの行事・イベントが開催されると聞いておりますが、まず、この「おおいた大茶会」というテーマを設けての意義ですね、これはどういうふうに位置づけていますか。

- 文化国際課参事（平原 悟君） お答えいたします。

「おおいた大茶会」では、野点傘のもとに人々や文化が集まり、新しい出会いと発見を通じて人と文化が成長することを表現しています。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭では、子どもからお年寄りまで、また障害のある方もない方も、海外の方も、誰もが参加して楽しむことができる大会、芸術文化の新しい出会いや発見のある大会であるとともに、大会を通じて地域が元気になり、多くの人材が育っていくことを目指しています。

- 11番（荒金卓雄君） では、具体的な事業には、特長的なリーディング事業というのと分野別事業というのに分かれて開催されるようではすけれども、別府市のリーディング事業、これはどういう内容ですか。

- 文化国際課参事（平原 悟君） お答えいたします。

リーディング事業では、「アニッシュ・カプーア IN 別府」をテーマに、山と海の間位置する別府公園を会場として3つのプロジェクトを展開いたします。まるで宇宙空間のような無限の闇が広がる「Void Pavilion」と、大地や体の内側から湧き上がるエネルギーを感じさせる作品群で構成される企画展「コンセプト・オブ・ハピネス」、そしてこれらをつなぐ存在として「Sky Mirror」を位置づけ、空を地上にもたす大きな鏡は、無限の広がりとななるものをつなぐ扉を連想させます。

- 11番（荒金卓雄君） では、続いて分野別事業が開催されますが、代表的なイベントの特徴等の説明をお願いします。

- 文化国際課参事（平原 悟君） お答えいたします。

分野別事業ですが、国民文化の象徴であります将棋の祭典では、開催の中日に「ひふみん」こと加藤一二三・九段が出演します。また、マーチングバンドの聖地ビーコンで九州のマーチングバンドの祭典や、日本の伝統文化である各地の盆踊りを中心に、地域色豊かに湯のまち別府で「ニッポンの祭り唄・盆おどり全国大会」や、川柳の祭典など9つの事業を実施いたします。

また、全国障害者芸術・文化祭では、障がい者、高齢者、子どもたちがモデルとなったファッションショーイベントを、優しい歌声と旋律の2人組・アルケミストや、障害のある音楽家などの演奏を交えて開催する「湯にば～さるファッション in べつぷ」と、障がい者の思いが込められた、アートの枠組みにとらわれない多様な表現による個性豊かな作品を展示する「別府市アール・ブリュットの芽ばえ展」の2つの事業を実施いたします。

- 11番（荒金卓雄君） 国民文化祭のほうでの事業というのと、全国障害者芸術・文化祭のほうでの事業というのを今御紹介いただきましたけれども、こういう公式ガイドブックもいただきまして、見ました。そうすると、やはりいわゆる有料の行事と無料で参加できる行事があるようです。ちょっと今、リーディング事業また分野別事業でおっしゃっていただいた中で有料の分、これだけちょっと再度御説明願います。

○文化国際課参事（平原 悟君） お答えいたします。

「アニッシュ・カプーア IN 別府」では、「Sky Mirror」以外の鑑賞が有料となります。また、分野別事業では「ニッポンの祭り唄・盆おどり全国大会」と「九州マーチングバンドの祭典」、それ以外にも当日参加のときに有料となるものがございます。

○11番（荒金卓雄君） 別府公園に直径が五、六メートルですかね、大きな鏡、ミラーが設置されて、それに天空の青空を映すということで、別府が山と海で囲まれている。またその中で雨が降って地上に染み込む、またそこで温泉で利用される。またそれが循環して空に戻っていく。こういうようなイメージをしているということで、私はどんな鏡なのかなと、またそれを遠くから見たらどんな印象、そこに吸い込まれていくようになるのではないかなというおもしろさを感じております。

しかし、残念ながら多くの市民の皆さんは、まだまだこの「大茶会」の何と申しますか、注目度がまだ不十分な部分があるのではないかなと。ちょうどきょうから1年後がラグビーのワールドカップになっていますね。「大茶会」は来月の6日からであります。今、市役所の西側から入ったら正面に、ラグビーの大きなパネルが並んでおります。それはもちろんワールドカップのこれだけのキャンプを誘致して、また大分で世界的なチームが試合をするわけですから、その盛り上げ役としては、思うのですけれども、少し「大茶会」の宣伝の度合いが遠慮深いのではないかと。ちょっと私が見ると、西側から入ったらちょうど傘なんかを立てるところの右側のガラスのところにはポスターを張っているのですが、なかなかちょっと目立たない。あとはもちろん黄色いのぼりだとか看板が市内目につくようにはなっていますけれども、先ほど申し上げたようなリーディング事業一つとっても、こんなのがあるのだということが、もっともっと市民の皆さんに伝わっていくようにしていただきたい。

特に、オープニングのときには皇太子御夫妻がお見えになる。また、開会式等での総合司会には賀来千香子さんが見えるというような、こういう盛り上げる材料がありますので、1カ月半の長期ではありますけれども、芸術の秋の盛り上がりによって別府市民を巻き込んでいていただきたいということを申し上げて、この項を終了いたします。

では最後に、自転車の安全運転というのに関してちょっとお伺いします。

つい最近ですが、非常に怖い事故が川崎でしたかね、女子学生の方が——去年の12月です、事故があったのは——自転車でながらスマホをしながら運転、歩道のところを自転車で走っていて、そのときに70代の高齢の女性と衝突をして、その女性が亡くなってしまったということで、その女子学生に有罪判決が、過失致死傷でしたか、下されたというのがありました。それで、報道を見ますと、ながらスマホというのは確かにもう今、歩きながらのながらスマホも、これはもう私はどうかならぬのかなという思いもありますが、自転車でながらスマホというだけでも、ハンドルの両方で持つ、片方でスマホを見て、その画面に視線が注目されるわけですから、どれだけ危ないかということがあります。ましてや今回、ちょっと細かく聞くと、イヤホンをまずしていたと。周りの音が聞こえにくいところですね。また、片手にいわゆる飲料水のカップを持って右のハンドルを握っていた。そして左手でスマホ、ラインか何かのようですが、どうもやっていたようで、最終的にそれをしまつて左ポケットに入れるときに注意力不足で衝突して倒れてしまったという内容で、これはもう単なる事故というよりも、自転車に乗るということ自体が、人を傷つける乗り物に乗っているのだという自覚から変えなければいけないのではないかなというふうに思った次第です。

そこで、まず別府市の小学生、中学生の自転車による事故件数、これの最近の推移を教えてください。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

平成 25 年度からの 5 年間の推移を見てみますと、自転車乗車時の事故につきましては、平成 25 年度は 12 件、内訳、小学生 10 件、中学生 2 件、平成 26 年度は 10 件、小学生 9 件、中学生 1 件、平成 27 年度は 3 件、内訳、中学生 3 件、平成 28 年度は 8 件、小学生 5 件、中学生 3 件、平成 29 年度は 3 件、小学生 2 件、中学生 1 件、そして、まだ年度途中ではありますが、平成 30 年度につきましては、現時点で 2 件、小学生 1 件、中学生 1 件となっております。

事故概要につきましては、飛び出し、出会い頭によるものがほとんどで、幸いにも命にかかわる重大事故は発生いたしておりません。

○ 11 番（荒金卓雄君） これ、件数としては少ないからほっとするというのか、それか報告が余り全部上がっているのかどうか。別府市では小中学校でいわゆる自転車通学がありませんから、日常、放課後、また土曜・日曜日の遊びに行っているときの事故ということになっているのだと思うのですが、そういう場合でもいわゆる事故の報告が学校、教育委員会にきちっと上がってくる、そういうような仕組みはありますか。

○ スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

家庭からの事故報告につきましては、発生した際には学校に連絡を入れるよう、各学校から周知をしております。また、事故発生時には乗用車運転手側からの救急、警察等への通報の後、教育委員会宛て連絡が入ることもありますし、学校へ先に連絡が入ることもありますので、その際には双方で情報伝達をするようにいたしております。また、その後の学校側の対応につきましても、教育委員会へ報告をするようにいたしております。

○ 11 番（荒金卓雄君） 子どもたちの不測の事故、これは学校内であれば当然把握ができるわけですがけれども、学校外の場合はなかなか、必ず報告をといても、保護者の都合上とかさまざま上がりにくい部分がありますけれども、先ほど申し上げたように、自転車事故でも大きな人身事故、死亡事故につながるということを考えますと、そういう報告の吸い上げ方もある程度検討していただいているのではないかなというふうに思います。

では、もう 1 つ。今、学校での安全教育として「自転車安全利用五則」というのを徹底していると思いますが、この五則をまず教えてください。

○ スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

「自転車安全利用五則」は、1、自転車は、車道が原則、歩道は例外。2、車道は左側を通行。3、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。4、安全ルールを守る。5、子どもはヘルメットを着用。以上となっております。

○ 11 番（荒金卓雄君） 今の五則は、大人も子どもも同じではあるのですがけれども、これ以外にもいろんな事故の発生要因は、例えば道路の交差点、4 差路、3 差路というところのやはり左右の見通しが悪いところを、どうしても生徒・児童は一旦停止というのがなれていないというか、注意が不足になりがちだと思います。ですから、そういう子どもたちが見過ごしているようなところを特に強調していただきたいということがあります。

もう 1 つですね。今、全国の自治体でこういういろんな自転車事故の重要性を見て、自転車保険への加入というのを義務づける、こういう自治体も出ています。例えば神奈川県相模原市、これは昨年 7 月から義務化というふうになりました。また兵庫県、県として 2015 年の 10 月から、これは全国初ですが、自転車に乗る方は必ず自転車保険の加入を義務づけるというようになっております。これは、保険料は月々でも数百円なのですね。それで万が一のときの事故に対応できる。最近の高額な賠償費用というので私が調べたら、9,000 万円近くの賠償を求められているというのもありました。そういうようなのも、保険がなければどうしようもないところでもあります。

ですから、私は今回この自転車の安全教育をしたのは、例えば学校の先生方が今回のような自転車の非常に、ながらスマホの場合なんかこれだけ重大な事故になるのだぞとい

うことを、その日の朝、例えば学校の朝礼のときに先生のほうから、「みんな、自転車に乗っていると思うけれども、こんな事故で人が亡くなることもあるのだよ」という、そういう自発的な呼びかけが学校現場であってこそ、日ごろのこの安全指導が生きてくるのではないかというふうに思いますので、その辺をまた先生方にも呼びかけをぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（森 大輔君） 休憩いたします。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○議長（黒木愛一郎君） 再開いたします。

○24 番（河野数則 君） 質問、最後でございます。

議長、関連がありますので、簡単な資料の配付をお願いします。

○議長（黒木愛一郎君） はい、許可いたします。（資料配付）

○24 番（河野数則 君） もう、始めてよろしいですか。

○議長（黒木愛一郎君） はい。

○24 番（河野数則 君） はい。それでは、通告の順序に従って質問してまいります。

まず最初に、議会と行政の望ましい関係とはということです。

別府市議会のホームページに「市議会の役割」という項目があり、このように書かれております。

「私たちは、日々の暮らしの中で様々な課題や希望を抱きながら生活をしています。

しかし、それは、教育・福祉・道路・上下水道・まちづくりなど多岐にわたっており、全てのことについて、住民全員が集まり合意形成を図ることは、現実的には大変難しいこととなります。

そこで、私たちは、自分たちの意見を代行する人を、市長・市議会議員として選挙で選びます。そして、選ばれた市長や議員に、このまちが抱える問題の解決や、次世代へつながる『まちの未来像』について決定し、実行していくことを託します。

市長も議員も、住民の声を直接聴き公共政策に民意を反映させるという、大きな使命は同じです。

主な違いは、議会は物事を決定する機関（『議決機関』と言います）であり、市長はそれを実行する機関（『執行機関』と言います）であるということです。異なる『力』を持つ市長と議会とが、力の『バランス』を取りながら、このまちに暮らす人をより心豊かに、より幸せにすることが求められており、そのために議会には様々な権限が与えられているといえます。」

今、皆さん方にお配りをした簡単な図でありますけれども、これは市議会のホームページに載っています。議会の役目は、このとおりだろうというふうに思っております。よく言われるように、議会と執行部は「車の両輪」で、双方がしっかり機能してこそ市民福祉の向上が図られるものであると考えております。しかし、最近の別府市はそのようになっているのか、私は疑問を抱いております。

まず、執行部は議案を提出し、議決を受けた後、その変更があった場合の説明が、全く議会にはありません。少し難しい議案があると全員協議会を開き説明するのが、そのほかの案件については全く情報が入ってきません。本来であれば執行部から議長、各党派長への情報提供、あるいは議長や党派長から執行部への情報提供など、相互に情報をやりとりすべきではありませんか。平成 27 年度から執行部からの情報が遮断をされ、その状況がいまだに続いております。

しかし、私ども議会は、今年度から議会内で党派長会議を制度化しました。それも行政

側に通知済みです。しかし、その会派長会議も議会内の連絡事項にすぎません。行政からは全く会派長会議にもどなたも出てこない、全く情報も寄せられない。本当の一方通行です。例えて言えば、さきの全国空き家バンク推進機構との協定締結、7月18日ですね。事前に議会には何の説明もなく、議長の立ち会いもなく行われた。これは、今までの行政の議会に対する扱いが全くなかった。以前は必ず、協定契約の場合は議長が立会人として出席をしていました。

そういうことで、きょうはまだたくさん言いたかった。しかし、わずか1時間という質問です。掲げたことだけ申し上げましたが、議会は今後、行政側は、何も連絡もない、何も相談しなくていいのかどうなのか。執行部の方針に反対はしない、何回も申し上げました。議会と本来の関係は、やらぬでもよいと考えているのかどうなのか。今後、こういうことが続くのかどうなのか。改めて、さきの6月議会でもお伺いしましたが、再度お伺いしたい。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員が言われる「軽視」というのは、私の中には、議会を軽視しているというような思いは毛頭ありませんでしたし、私は、「車の両輪」とであると同時に、これはいわゆる市長部局というか、市長と執行部を含めて議会と議員の皆さんと役割が違う、緊張感も持たなければいけないという思いの中で職務を遂行してきたというつもりであります。

当然議員が言われるように、必要な部分といいますか、これは重要な部分なのでしっかり議員の皆さん方に情報提供して意見を伺ってきてくれということに関しては、特に重要なことについては全員協議会を開いてくださいというお願いをしてきて、その都度全員協議会を開いてきていただいたというつもりでありますし、当然何でもかんでも情報を提供する、どこからどこまで提供すればいいのかという問題もちょっと難しいことがあります。行政としての、いわゆる執行部としての意思形成過程においては、やはり我々の意思形成過程を形成していく途中段階においては、言えないことも当然あります。それは議員の皆さんにということだけではなくて、対外的にもやはり言えないこともあります。ある程度固まった上で御相談を申し上げるというような関係が、私はいいい関係なのではないかというふうに思ってきましたし、恐らくこれからもその関係がいいのではないかと。

ただ、議員、全くないがしろにしているつもりはありませんし、これからも皆さん方に相談をして別府市のために「車の両輪」としてしっかりと合わせるべきところは合わせて、ぜひお願いを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

○24番（河野数則君） 市長、私はそういうことを申し上げているのではないのですよ。市長と議会の関係を申し上げた。それは、あなたの考えと私の考えは違うかも知れませんよ。ただ、では、お尋ねしましょう。

もう3年半たちます。3年半の中で議会にあなたが代表者会議あるいはその他の会議に出てきて、今の行政はこうなのですよ、こういうことを目指しているのですよ、議員の皆さん、どうでしょうか、何か議会から話がありませんか。議員の皆さん、考え方は何かありませんか。そういう参考的な意見をやりとりするのは当たり前の話ですよ。ただ、あなたの言うように、何か言えば、自分の言うことが正しい。そうではありません。人間は胸襟を開いてということがあります。心を開いて腹の中から打ち合わせをするのが人間ですよ。ただ、行政が言えないこと、当たり前です、わかっています。マスコミにも言えないことがある、それはわかっています。

ただ、私が言っていることは、今までの市長さんは、どんなことがあっても何カ月かに1回ぐらいは「議員の皆さん、何かありませんか。どんな考え、何かないですか」。私の議長時代は、あれだけ敵対した中村市長でさえ、「議長さん、市長室に来てくれませんか」。私の家に来ていただいて話もしていましたよ。せめて、私が言うのは、議長と市長の立場

で二元代表制、市長と議長の立場で何か話がありませんかとお尋ねしている。議員全体に言っていない。市長と議長が「車の両輪」で動くことが一番望ましいと言っているのですよ。

いいですか、今言いました。黒木議長になって会派長会議を開催しよう、全員の議会の申し合わせの中で日にちを決めて朝 10 時に出てくるのです。何かあるかな、期待をします。出てくることは議会内の話だけなのです。服装がどうだとか防災訓練がどうだとか、時間内でちゃんと通告したとおりに質問せよとか、そんな連絡事項だけが会派長会議に出てくる。私は、会派長会議というものはやっぱり重要な議会の会議と思っています。会派長が全部把握をして会派の皆さんにお伝えをする。行政側から将来の別府についてこんな話があった、平成 30 年度はこんな話があった、来期もし市長に当選したら、こんな夢があった。私はそういうことを議長と話し合いをしてほしいとお願いしているのです。議員全部と言っていない。今、私は「議会」と言いましたけれども、せめて 1 年に 1 回ぐらいは会派長を集めて、市長が出てきて行政の現状を話すのが当然ではないのですか。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

黒木議長との個人的な関係も、非常に良好でございます。意見交換もよくさせていただいております。河野議員とはなかったかもしれません。

大変申しわけないのですが、私も議員を 2 期やっております、その間、市長さんが私たちに例えば、私が会派長の時期もありましたけれども、会派長会議をやってくれというようなことを一度も言われたことがなかったものですから、そういうものがあるのかということもわかっておりませんでしたし、どの時代と比較をしておられるのかよくわかりないのでありますけれども、ただ、だからといって議員の皆さんや議会の皆さん方を軽視するなんということはありません。もし会派長会議云々という話があるのであれば、執行部の話は執行部の話、議会の話は議会の話として、まずは議会でどうするかということをお伝えをいただくと、私たちは私たちで、先ほども申し上げたように全員協議会やさまざまな場でこういう問題はどうかと、河野議員にも個人的にこの問題に対してどうかとお尋ねしたこともあるはずなのです。ですので、ないがしろにするというのが、どこまでの情報を出せというようなことなのか、私にはよくわかりませんが、出していい情報というか、事前に確かに御相談をしておくべきだったとか、事前に御相談をしておけばもっとスムーズに「車の両輪」としていくということがあれば、ぜひこれからは御相談をさせていただきたいというふうに思っているところです。

○24 番（河野数則君） 市長と議長が意見交換をしている。ということは、議長が市長の意向を聞いているということですね。会派長会議に議長が出さない。（「個人的に」と呼ぶ者あり）私は、今回この問題を取り上げようとしたのではないのです。あなたがそんなに反論するのなら、大変なことになりますよ。私がここで全部発言をしたら、あなたは大変なことになる。ただ私は我慢したのです。議員をばかにするな、こう思ったのです。

ただ、今回ははっきり申し上げて、3 人の部長さんに私はお礼を言いたい。私に頭を下げていただいた。今までどおりやってくれませんか、自分たちも一生懸命頑張るということでおっしゃっていただいた。前に座っている 3 人さんよりも、後ろに座っている部課長のほうがよっぽど風通しがいい。

きょう、ここであなたとけんかする必要はありません。もうこれ以上言うと、阿南副市長はわかっている、大変なことになる、行政がひっくり返る。（「ちょっといいですか。反問いいですか」と呼ぶ者あり）これで、この問題はやめます。（「いや、ちょっと」と呼ぶ者あり）これ以上言うと、言いたくなる、これ以上言いたくなる。（「いや、ちょっと反問させてください」と呼ぶ者あり）また反問するのなら全部言いますよ、あなたが反論したら全部言います。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

○市長（長野恭紘君） 反問させていただきたいと思います。行政がひっくり返る問題があるのであれば、どうぞこの場でおっしゃってください。

○24番（河野数則君） では、言いましょう。いいですか。もう、部長、言わぬほうがいいかな、顔が悪いな。（「いやいや、それはおかしいでしょう」と呼ぶ者あり）大変なことになる。行政、行きどまります。本当に言っているのですか。もう一度念を押します。部課長さん、いいのだな、阿南副市長、いいかな。答弁してください。

○副市長（阿南寿和君） 私の思いを、少しお話しさせていただきます。

議員に私もお伺いいたしまして、いろんな問題も相談させていただいておりまして、市長も先ほど申し上げたように「車の両輪」ということでございますので、いろんな問題について議会も執行部もともに目指すところは市民生活の向上、そしてまた住民福祉の充実といったところでございますので、これからも、先ほど市長が申し上げましたように、必要な情報は適宜提供させていただいて、それぞれの共通の認識のもとに同じ目標を目指していきたいというふうに考えておりますので、今後とも御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○24番（河野数則君） きょうは、部課長3人の顔を立てて、これでやめます。（「いや、おかしいですよ。言ってください」と呼ぶ者あり）まだ言いますか。

○市長（長野恭紘君） 反問をもう一度させていただきますが、それだけ市政がひっくり返るような問題があるのであれば、市民の皆さんもこれを見ているのです、ぜひこの場で言って、本当にひっくり返るような問題かどうか言ってください。私の名誉にかかわります。

○24番（河野数則君） あなたは「名誉」と。何かあるとすぐ「名誉」を使う。議員の言ったことが、何が「名誉」ですか。議員は一般質問しているのですよ、何があなたの「名誉」にかかわるのですか。その「名誉」を言ってください。

○市長（長野恭紘君） 基本条例の中で、反問権を与えていただいたわけですね。それで議員が、私が言ったのではないのです、議員の口から「言いましょうか」と。これは執行部が大変なことになる、ひっくり返るといふ。これを言わなかったら、テレビを見ている方も、ケーブルテレビを見ている方もいらっしゃるわけです。この場に、議場にいらっしゃる議員だって、何のことかと。本当に我々がそんなことをやっている、私だけの問題ではなくて、執行部、市政全体の問題ですよ、それは。その発言を言われて撤回をされないのであれば、ぜひこの場で言ってください。

○24番（河野数則君） はい、では、3人の部長、大変申しわけない。私があなた方に約束したけれども、ここで言いましょう。

この問題は、亀川出張所の移転です、亀川出張所の移転問題。これね、3人の部長の顔を見ると、これは言わぬほうがいいな。（「いや、言ってくださいよ」と呼ぶ者あり）これを今言ったら大変なことになるのですよ、（「いいです、結構です」と呼ぶ者あり）大変なことになるのですよ。はい、言いましょう。

亀川出張所の移転については、公民連携で公共施設マネジメント、あすなろ館に変わるとあなた方は決定しました。それで、あなたも亀川と住民の代表を集めて、財政事情もよくない、公民連携であすなろ館に決定する。一応仮移転で、将来的には本移転になるでしょうと。これは、あなたが発表した。いいですか。そのときには何も言わなかった、ただ財政事情が余りよくない、建てかえはできない。亀川出張所は五十数年たって老朽化して、耐震もできない。それで公共施設マネジメントであすなろ館に変えたのですよ、こう言ったのです。あの土地を売るなんというのは、全くそのところに上がってきませんでした。

いいですか、あなたが言えと言うから言います。あすなろ館は、25日に亀川出張所と上人、両地区にまたがるところで開所式がある。本来なら18日に亀川の駅の横の土地は、一般公募で売り出しにするはずだった。そこで、私は、何でそんなことになるのか、行政

はそんなものなのか、亀川と上人の住民をだましたのか。そんな、売るといふ話は一言も出てこなかった。あすなろ館で開所式もしない。その前に、私が20日に一般質問をするのですよ。そんな住民をだますような移転をするのか、その話をしました。

いいですか、あなた方は内部で知っている部長と知らぬ部長がおった。財政に関係ある部長だけが売ることを知っておった。ほかの部長は何も知らない。「えっ、そんなことですか。あの土地売るといふですか」と、私に問いかけたんです。私は、18日に売ると聞いたから、阿南副市長、あなたは言いましたが、おかしいではないか。亀川の住民と上人の住民に話をしたときに、あの土地を売るなんて全く聞いていない、全く聞いていません。今までの浜田時代にあの亀川の横の土地は、駅の横の土地は公共施設、亀川のいろんなものに役立つ土地にしたい、こういう約束だった。なぜあそこに移転できないのですかと何回も言った。しかし、公民連携の公共施設マネジメントで、あすなろ館に移転しますと、設置条例の提案をされた、条例提案。私は言いました。反対するわけにはいかない、亀川の住民、上人の住民のためにいろんな手助けをしましょう、そして、あすなろ館に行くことにしましょう。反対者は多かった。何で何も無いのに亀川出張所を変えるのかとの意見だった、説明期間が短かった。それがやっと話がついてまごころ宅配便サービス、いろんなサービス業務を入れて、あすなろ館に変わるといふ話ができる。それが25日に開所ではないですか。なぜ、そうしたら18日にあの土地を売る、一般公募で売るといふのですよ、なぜそんな話が出たのですか。（「市長」と呼ぶ者あり）

○議長（黒木愛一郎君） ただいま、市長の反問ですので、事務局は時間を停止してください。（「これは答弁です」と呼ぶ者あり）

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきたいと思っております。

その話は、行政がひっくり返るといふ話ではありませんので、順を追って話をさせていただきたいと思っております。

公共施設マネジメント上は、出張所の移転とその公共施設マネジメントの話は、全く別の話です。あるものを利用するといふ意味においては、これは連携をしておりますし、新しく建てかえをするといふことは、これはもうできませんといふことは、各自治会長さんたちにも御報告をして御了解をいただいている話の中で、本移転を踏まえた仮移転をあすなろ館にさせていただきたいといふことは私は申し上げました。それは御了解をいただいたものといふふうに思っております。

実際に、去年の12月議会で、今言われたその土地の件に関しては、土地開発基金から別府市の、別府市がその土地開発基金から土地を買い戻したといふことは、これはいずれ財源がない中で売るといふことを前提とした動きであります。それはもう、当然私は御理解をいただいているものといふふうに思っておりますが、それは私が一方的に思っていたことなのかわかりませんが、当然今、未利用地を活用する、もしくは売るといふのは、市政の大前提条件です、財源がありませんから。それで、18日に公告を出して、これは売りに出したいといふのは、これは私どもとしては、大変申しわけない話、満を持してといふような話だと思っておりました。しかし、議員にも御相談を申し上げたといふか、こういう形でやらせていただきたいと、地元の議員としてこれはお話をさせていただいたと思っております。と同時に、我々は自治会長の皆さん方にも、18日に公告を出させていただきたいといふ話をさせていただいたと思っております。そのときに、25日に開所式があると。その前にその話が出ると、また要らぬ衝撃を与えるのでといふような話をいただきました。それは私どもとして、ちょっと配慮が足りなかったといふことでございました。

そういうことでございまして、25日、事務局が、新しく出張所ができた以降に、これはまた公告を出させていただこうといふ話になったわけでございます。ひっくり返るといふ話でも何でもございませぬ。（「時計をとめたらいかぬ、市長答弁だから」と呼ぶ者あり）

○ 24 番（河野数則．君） あなたは、それは逆ですよ。自治委員はそんなこと知りません、話を。いつ、どこでしたのですか、そんな話。誰が回ってしたのですか。いいですか。それは、あなた方が行政で決めただけの話ですよ。住民には何も説明していないではないですか。私は、行政側から私に打診があった。私は、決定がある、決定があった、こうしますと。ちょっと待て、どうしてあなたはそんなことを言うのですか。自治委員は亀川と上人を合わせれば二十七、八人おられますよ。あなたが北部地区公民館で、さっきのに返りますけれども、北部地区公民館で話したのは、ほんの何分間かではないですか。あなたが話をしただけで、どうして地元が了解するのですか。それから大変もめたのです。あなたは何も知らないから、そんなことを言う。もめたのです地元で、いい、悪い。

私も言いました、さきの議会で。自治委員さんを集めた、亀川だけですけれどもね、全町集まりました、14人。それで、私は、設置条例が6月議会に出ます、この設置条例が出たら、もう私も一議員として反対するわけにいかない、皆さん、協力してください。しかし、中身についてはこういうこと、こういうこと、こういうことを行政に求めていきたいという話をしたのです。まだ反対者もいました。私は個別に連絡をとって、協力をしてやってくれ、ここまで言いました。あなたは一言二言だけ簡単に言う。行政が決めたことを、住民が納得していないことを、行政が決めたからいいではないか。主権者は住民ですよ、財産は住民のもので。行政が決めたからいいではないか、そんな議論は通りません。

○ 市長（長野恭紘君） いろいろな議論があるとは思うのですけれども、私どもは地域の自治会の代表は自治会長であって、市から任命を受けているのは自治委員の皆さん、これが一回一回、大変申しわけありませんが、お一人お一人に説明はしたいわけでありましてけれども、できないから、自治委員や自治会長の皆さん方と私が直接会って話をすることは1度や2度だったと思えますけれども、担当部長を初め関係する部長さんは何度も何度も足を運んで話をしています。

今回の延期をすると、18日から公告をずらすという話に関しては、この土地開発基金のある場所というのは、これは亀川校区でありますから、亀川校区の支部長さんに話をしっかりと通して、こういう形でやってくれぬかというようなお話がありました。それは私どもの配慮が足りなかった、大変申しわけないという話で、皆さん方に再度そういう形でやらせていただきたいということでお話をさせていただいております。私どもは、支部長と話をさせていただいております。

○ 24 番（河野数則．君） それでは、お尋ねしましょう。私に話がある、加藤議員に話がある前に、住民と話をしていたのですね。確認をとります。

○ 市長（長野恭紘君） 済みません、反問ではないのですけれども、それは、その話がついたというのは、18日から延期をするという話でよろしいのでしょうか。何の、その話がついたという……、はい。

○ 24 番（河野数則．君） 再度お尋ね、時間がなくなるけれどもね、これだけにしましょう、きょうね。

では、なぜ行政側が、部長が3人も見えて何回私の自宅に来たのですか。そんな自治委員に話をしたとか、そういう話は一切なかった。私は言いました、縦割り行政ですかと。行政の中身が、横が全く通じていない。知らない部長がいたではないですか。あの土地を売ると知らない部長がいたではないですか、担当の部長が。財政に関係する部長だけではないですか、知っていたのは。そこで、私は3人も、名前は言いません、3人も部長が、2回も私のところに見えて、膝を突き合わせて、わかった、そこまで言うのなら、今回のことは、なぜなら18日に、あなたが言うような18日に行政が決めた。18日にあの土地、亀川の土地売りますよ、一般公募ですよ、そういう説明を私は受けておる。一般公募ですよ、発表したら、25日に、来た全員の自治委員が、「えっ、あの土地はやっぱり売ののだっ

たのか。売るのがだったから、あすなろ館に変えたのか。なぜその説明をしないのか」、こうなるのですよ。ですから、何回も何回も前の議会、その前の議会からも、説明の時間が足りない、なぜ住民が納得するように丁寧に説明をしないのですかと申し上げてきた。

ただ支部長に話をしたからいい、議員に言ったからいいではないか。私がとめなかったら、いいですか、私がとめなかったら、18日に、この話は公募で出たと思いますよ。部長、違う、どなたか、誰も、3人のうち誰でもいい私がとめなかったら、18日に、市長が言うように行政の意向で18日を取りやめた。私が言ったからでしょう、指摘をしたからそうなった。

今回ね、これは言いたくなかった。私が何か言うと、すぐ反論、むきになって反論になる。あのね、議員というのは一般質問ですよ。行政にかかわる問題をするのが当たり前です。それを何か行政が正しい、考えが違うと。正しいことはありませんよ。何回も言いました。議会と行政は「車の両輪」ではないのですか。行政がスピードを上げたときに、これはとめたほうがいい、議会がブレーキを踏んだり、行政が右に行くときには、議会のほうが「ちょっと待て」と左にハンドル切ったり、最後は一緒になって「車の両輪」が回る事が一番いいやり方ではないのですか、ずっと申し上げてきた。まだ言うことに全部が、行政はこうだ、こうだということになれば、市長とは個人的な話をしておる。そんな話をしておるのではない。

これは言うまいと思った。しかし、これ、私はきょうからあしたにかけて全自治委員に全部連絡します、あなたが言え。行政はこうなのですよ、土地を18日に売るつもりだった。だまされておる。そうではないですか、売るなんて、あなたが勝手に言っておるだけ。ですから、言うように、なぜ説明を丁寧にしないのですかと。ただ私とあなたがこうやりとり、もうわかっていることをやりとりしておる。

部長、では、誰か、3人誰か1人に。答弁できるか。できますか。できぬでしょう。できる部長がおったら言って。

○副市長（阿南寿和君） 議員には、あすなろ館への移転の件につきましても、大変いろいろ御調整をいただきまして、25日に実現する運びになりました。本当にありがたく思っております。

先ほど市長が申し上げましたが、その件と亀川駅の東口の土地の処分の件については、私も議員にも申し上げたのですが、それとセットで考えていたということではございません。はっきり言いまして、そのあたりは先ほど市長からもお話ししましたが、地元の方に対しての配慮が足りなかった面があるというふうに反省はしておりますが、現実にはそのお話とまた別のお話で、マネジメントの中でいろんな工夫をした中であすなろ館への移転ということで、地元の方にも御無理を申し上げた件でございますので、何とぞ御了解をいただきたいと思っておりますので、今後もいろんな面につきまして、細かい点を含めて御指導・御鞭撻を引き続き賜りますよう、お願い申し上げます。

○24番（河野数則君） はい、もうわかりました。これ以上ここで私と市長、あなたが論議しても、時間がない。あしたの朝までかかる。1日では足りぬかもわからぬ。考え方が違うのですよね。ですから、個人的に時間があれば呼んでください。（「はい」と呼ぶ者あり）あなたに会おうと思ったら至難のわざです。（笑声）本当ですよ。10日1か月先しか会えない。言えば、秘書から「御用件は」と聞かれる。「えっ、用件がないと会えぬのかな」、これは笑い話ね。もし時間があれば、ぜひお呼びください。ゆっくり腹を割って話しましょう。はい、わかりました。

それでは、次の質問に行きます。公園問題。随分時間をとったので、最後まで言えるかどうかわからない。

別府公園の竹林の現状、どうか。竹林をどのように保護したらいいのか、対応策がある

のかどうなのか。これは重要なこと。答弁をお願いします。

○次長兼公園緑地課長（後藤孝昭君） お答えいたします。

別府公園の竹林につきましては、市職員の直営作業により定期的に間伐を行っておりますけれども、また、現状では竹の間隔が狭く、密集しており、日当たりがよくない状況でございます。今後も引き続き利用者がより快適に過ごせるよう、さらに計画的な間伐など適正な管理を行っていきたいというふうに考えております。

○24番（河野数則君） もう時間がないから、どんどん行きます。

市長ね、なぜ私が今回竹林を取り上げたかわかりますか。わからぬですね。言いましょう。あなたね、竹製品を今ものすごく重要視している、別府の特産品にしよう。これね、考え方が最初からちょっと私と違うのですね。竹製品を別府の特産品で復活して売り出そうというのなら、竹を大事にするべきなのです。観光客が来る、市民が別府公園に行くあの竹林を見てください、孟宗竹の。人が入れない、日当たりは悪い。早く言えば、やりっ放しということです。タケノコが毎年できる。もう密集して、竹細工の原点の竹を大事にすることが、あなたが「竹細工、竹細工」ということが、市民が、ああ、別府市は長野市長がこれだけ竹を大事にしているのだな。ということは、竹細工も市民が応援して、もとのような別府の特産品にしようという機運が湧いてくるのですよ。

あの竹林をね、竹というのは、市長ね、私は木とか竹とか花とか、ものすごく好きなのです。自分で個人的に一生懸命勉強した。盆栽も、もう今、目が悪いからやりませんけれども、あの竹というのは、人が歩けるぐらいの間隔が必要なのです。そして、竹に日が差す。その日が差す竹に色が変わって、青いのが黄色になって本当の竹になるのです。今の竹林を見てください、竹やぶですよ。日も当たらない。それは、山の竹林は手入れがなかなかできていない。しかし、人の目がかかるところ、散策するところはやっぱりちゃんと手を入れて。というのは、人間が植えたのです。別府市の財産です。別府市が金を出してつくった公園の中の竹林ですよ。植えたものは手入れをしなかったらやぶになり、山になり、木が林になって、林が森になる。今言った、やりっ放しですよ、あの竹林。人も入れない。大きさは、こんなに小さいのがあったり大きなのがあったり、いろんなもの。

ですから、私はこの別府公園の竹、竹林を言ったのは、あなたが竹製品に一生懸命になっているので、市民にアピールするためにも、ぜひ予算をつけてあの竹林を手入れしてもらいたいということです。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

この意見に関しては、もう議員のおっしゃるとおり、私も大賛成でございます。なかなか、こういうところはしっかりと学ばなければ、「こんなところは」と言ったら大変失礼なのですけれども、私も大賛成でございます。総合戦略の中にもこの竹林の整備とか、実際の切り子さんのことをどうしようかというようなことも書いておりますので、またこれも議員から御指摘いただきましたので、しっかり今後の件、頑張っって竹林の整備初め切り子の件、竹製品のもととなるものでございますので、考えてまいりたいというふうに思っています。

○24番（河野数則君） これは市長、意見が一致した。（笑声）納得しました。

それから、では、時間がありませんから、北石垣公園に行きます。

北石垣公園の現状。課長、私はあなたに、今回北石垣公園はどうなっていますか。私は時々見に行きますけれども、全く整備がされていない。現状はどうですか。

○次長兼公園緑地課長（後藤孝昭君） お答えいたします。

北石垣公園は、昭和54年に開設した面積約2ヘクタールの近隣公園でございます。樹木の管理につきましては、専門業者へ年間管理業務を委託し、外周のサザンカの剪定や園内の中木・低木の剪定、また害虫発生時の消毒を行っております。しかし、開設から約

40年が経過し、公園外周の樹木はかなり成長しており、公園の外周遠路からの見通しがよくない現状もありますので、予算、その他の状況を勘案しながら計画的に間伐や下枝の剪定を行っていきたいというふうに考えております。

さらに、今後の整備状況及び今後の計画でございますが、平成28年に公園南側タイル広場の大規模改修を行っておりますが、全体的に施設が老朽化してきておりまして、今後、年次計画による段階的な改修が必要であるというふうに考えております。

- 24番(河野数則.君) 何か言うときに、「予算を要求して」という言葉が返ってくる。きょう、何か安部一郎議員も、土木費と公園の事業費を6%減額した、そのとおりですよ。別府市は、類似団体に比べて公園の数が多過ぎるのですよ。

そして、市長、北石垣公園に行ったことがありますか。あれは周りが、全部サザンカの木を植えたのです、最初つくったときね。そのときは小さかった。壁の上にとずっとサザンカを植えたのです。それが、年数がたって全部伸びてきたのです。中が全く道路から見えない。夜になると、電気のあるところは見えるけれども、周囲からは中が全く見えない。非常に危険です。

それから、あのサザンカに毛虫がついています、幼虫が。見てきました。これは毛虫の幼虫で、これが体に当たるとすごく負けるのです、体全体が腫れ上がる。ですから、これもやっぱりサザンカとかツバキとか、ああいうのには虫がつきやすい。ですから、前も言いましたけれども、なかなか今、公園緑地課に専門家がない、一人二人。ほかの面で大変忙しい。公園の中を、公園はどうなっているのかな、この公園はどうなっているのかなと見るような人がいないだろうと思います。

そこで、ぜひ課長、予算とか何とかではなくて、今、毛虫の幼虫がついていますから、これは消毒ではなくて、あの周りのサザンカだけは間伐をするのか枝抜きをするのか、御答弁をください。

- 次長兼公園緑地課長(後藤孝昭君) 私も、現地のほうに行ってみまして、定期年間管理で専門業者の方をお願いしているわけでございますけれども、さらに点検をいたしまして、その防虫対策等を検討していきたいというふうに思っております。

- 24番(河野数則.君) それでは、今度は的ヶ浜公園。市長、的ヶ浜公園、気にかかりませんか。道路から中が全く見えない。木が大きくなり過ぎて、もう頭がこんなになっていますよ。あそこに、課長が知っているかどうかわかりませんが、的ヶ浜公園にはこういう木が植わっています。いいですか。資料がないので、また後で言います。そういうことでぜひ課長、予算を取っていただいて、整備をしてください。

それから、もう1点。的ヶ浜公園の中に、所管は、公園緑地課の課長が答弁したと思いますが、教育長、マラソンの森というのを知っていますか。

- 教育長(寺岡悌二君) お答えいたします。

別府大分マラソンで優勝した選手の樹木を、あそこに記念樹として植えているところで

- 24番(河野数則.君) 課長、的ヶ浜公園にはヤマモモ、ウバメガシ、キンモクセイ、ヤブツバキ、クロマツ、タムノキ、これだけ多種の木が植わっているのですよ。これを手入れしている人は大変なのです、本当はね。なぜならば、こういう今言った木は、縦に伸びたり、横に広がったり、いろんな、木の性質が違うのですね。ですから、こういう公園の木というのは人間が植えた木、人が植えた木。これは例えば、毎年ではなくても3年に1回、5年に1回、定期的に予算要求、さっき言った予算要求をして手入れをする必要がある。それをあなた方がしていないからこうなるのですよ。

それと、教育長。なぜ私がこのマラソンの森を言うのかということ、半分何ぼか枯れかかった木がある。これね、優勝者が自分の郷土の木を植えたのです。狭いところですよ。そし

て、これは大分の選手が、新日鐵の西村義弘さん、優勝しています。それから大分県出身の宗兄弟ね。それから、一番有名なのは寺澤徹という選手がおりました。私が若いときです。4連覇した、市長、4連覇ですよ。その4連覇の中に世界新記録が出た、この寺澤選手。これだけ別大毎日マラソンというのは全国的に有名なところなのです。

ただ、前はスタートが観光港で、ゴールが別府の観光港前だった、国際観光港前。それで優勝者が別府のあつきのケ浜公園の一部に植樹をしようと。今はもう、スタートも大分、ゴールも大分。もう、ただ別府は通過点だけになったのだね。これは碑だけ建っています、優勝者の碑ね、こう書いたのがね。これだけでなくて、やっぱり残った木は、年間幾らもかからぬから、ただ教育……、恐らくこれ、所管はスポーツ健康課かな、今回は聞きませんが、大事にする必要がありますよ。これは歴史です。別府の別大毎日マラソンの発祥の大事な別府の財産なのです。こういうものもやっぱり大事にすべき、こういうふうに思います。

それから、テルマス前の竹林について。もう公園緑地課長、いいですよ、時間がありますから。テルマス前の竹林について、また伺います。

これは、市長、知っているように国道10号の前にある小さい竹林です。これね、毎年タケノコが出てくる。あれ、タケノコは切っても切っても出てくるのです、毎年、根があれば。タケノコは根があれば出てくるのです。そうすると、あれはタケノコ、新しい竹と古い竹と調和をとって中を間引いて、枝抜きをして頭を落として、ちゃんときれいにするのが、竹を育てる原理。

市長、広島竹原市を知っていますか、行ったことあるかどうか知りませんが。あそこは駅前前の街路樹が竹です、孟宗竹。頭を落としていますけれども、きれいに整備をして、竹を磨いているのです。磨けば光るのです、竹は。それぐらい手入れしているところもある。

あのテルマスの前は、観光客がたくさん集まる、人がたくさん通るところ。そこで、私は2年ぐらい前かな、今、部長になっている温泉課長に、「温泉課長、見かけが悪い。余り大してお金はかからぬ、手弁当でできる仕事、ぜひ手入れしてくれませんか」。やったらきれいになった。温泉課長もびっくりして、「こんなにきれいになるのですか」と。またタケノコが出てきて頭が伸びて、雨が降ったら、竹が細いからずっと歩道に倒れてくるのです。ぜひ、このテルマス前の竹林も手入れをしてください。温泉課が答弁かな、よろしく。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えいたします。

北浜温泉テルマス前の竹林は、昨年度、温泉課で対応したところですが、現在、北浜温泉の指定管理業務の中に敷地内の樹木の維持管理作業が含まれており、この作業要領に基づき定期的に維持管理を求めているところでございます。

○24番（河野数則君） これは、ぜひやっていただくということで、答弁はいいです。

それから、次に行きます。教育長、中央小学校。安部議員は何か防音壁があるから木はどうだという話をしたけれども、これは逆なのです。歴史を知らぬからそんなことを言う。あれね、防音壁をつくったのです、道路の音がうるさいから。しかし、国道10号に面してあの壁は格好が悪い。では、その前に植樹をしようということで植樹をした。それを知っているのは、首藤さんと私と江藤議員、3人ですよ、中央小学校が北小学校であそこに移転したのは。大分ガスの売った土地を買い戻して、別府市が単費であれを建てた。その前の、防音壁の前に植樹をしたのです。その防音壁を隠すために植樹をした。そのときは木が小さかった。長い年月が加わって、どんどん木が大きくなったのですよ。

ここも言いましたけれども、いろいろなものが植わっているのですよ、この中にも。（「排気ガスだらけ」と呼ぶ者あり）もう排気ガス、今、首藤さんが言った排気ガスだらけ。これもあそこには、中央小学校の中にはウバメガシ、キンモクセイ、シイノキ、ハナミズキ、

ヒラド、ヒラドツツジ、これは知らぬね、皆さん、ヒラドツツジ。これはオオムラサキのことですよ。オオムラサキの通称で、本当は「ヒラドツツジ」と言うのです。その木を防音樹として植えた。それが伸び過ぎて、あれ、市長、通ると、こんな通報が私に何件もあった。傘差して通った、大雨。そうしたら、あの木に水がばあっとたまって歩道に出てきますから、上からばさっと落ちてきて、傘が差せないような状況になっている。あの木に水がたまるのですよ、雨が一遍に降るとね。

ですからね、間伐をする。大きくなり過ぎた。間伐をして、もっと小さく剪定をすることですよ。伐採はだめですよ、木は伐採したら枯れますから、剪定。要らぬ枝を全部切る。それで要らぬ木を全部退ける。もっとね、国道10号の歩道ですから、それもあわせてきれいにすべき。教育委員会は答弁ください。

○教育政策課長（月輪利生君） お答えいたします。

別府中央小学校周囲の防音林につきましては、今後は夏祭りなど歩道の通行量がふえる時期前に剪定するとともに、今、議員さんがおっしゃいましたように、年次計画を立てて計画的に間伐及び枝打ちをするなど、適正管理に努めてまいりたいと考えております。

○24番（河野数則君） 何か質問すると、「年次計画を立てて」、「予算要求をして」という返事が返ってくる。これね、やった試しがない。ぜひね、次回また当選しているかどうか分かりませんが、また何年かしたらこの質問をしてみたいと思います。

少し時間が余りましたが、本当は言いたいことがこの公園の問題もたくさんあった。最初の問題で30分ぐらいとったので、ちょっと段取りが狂いましたけれども、市長、はっきり言って、私は悪気があって言ったものではありません。行政と議会のあり方ね。やっぱりまた言いますけれども、やっぱり議員と市長が胸襟を開いて、何かあるごとに連携がある。そして、ぜひ個人的に議長と会うのではなくて、議長にアドバイスしてくださいよ。あなたが会ったときに、「議長、こういう問題は代表者会議で議会で説明したらどうですか。将来はこうなのですよ」と。それが議会の代表と市長のあり方ですよ。個人的ではなくて、公式に黒木議長といい話をしてください。

ということで、終わります。ありがとうございました。

○議長（黒木愛一郎君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす21日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす21日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時13分 散会

